

を発揮できるよう、特にこの予算編成に関連をして内閣の強化ということが非常に重要だということとが考えられたので、何とかしてこの内閣の総合調整機能が發揮できるような機構改革をしたいという事で、この点に重点を置いて相当慎重に検討を行なったという答弁をしております。ちょうどそのときに吉田賢一委員が、佐藤総理に質問をいたしております内容をみますと、内閣強化という答申に対して佐藤総理はどのように取り組んでおるか、こういう質問をいたしております。特にその中で指摘をいたしておりますことは、予算編成の最終段階においては、猛烈な予算のぶんどり合いを行なっておる。こういうぶんどり合いを規制するについては、これは内閣の強化といふことが非常に必要であるが、この点をどう考えておるか、こういう質問を向けております。そのときに佐藤総理は、臨調答申のポイントというものは、内閣補佐官の制度であつて、この問題についてはいろいろと検討しておる。したがつて、本国会にも法案を提出してあるので御審議を願いたい、こういう答弁で、あたかも今度の内閣法の改正が臨調の答申をそのまま具体化して法律化したように錯覚しておるような答弁をしておるわけでありました。したがつて、私もが見ますと、臨調の答申とは今度の内閣法の改正は何ら關係を持っておらない、こういうことから、これから御質問をいたしたいと思ひますことは、まず第一にお聞きしたいと思ひるのは、官房長官がこの法案を出すに至るまでに、行政管理庁の長官あるいは行政管理庁の職員の方々と、どの程度の調整をとつてこの法案を出すに踏み切つたか、この点をまず伺いたいと思ひます。

力なる御意見が、これを占めておるわけでありました。ただ、この問題、もちろん方向として、当然政府としては御承知のようにできるだけ能率のあがる政府、かつまた安上がりと言つては失礼でありますけれども、なるべく金がかからないで行政能力ができれば一番いい、いわゆる世間でチープガバメントと言つておりますが、要するに能率があがつて、簡素化された強力な行政機構ということ、これはもちろん臨調の精神でもあり、また当時かねがね与野党ともこれを要望されておるわけでありました。そういうことでありますが、現在のいろいろな立法等から考えますと、いま臨調で答申されましたものを直ちに実行できるかといひますと、なかなか実行しにくい点があります。そこで政府といたしましては、そういう一つの方向のもとに今後検討を重ねてまいりますために、まず第一に、前回の国会において、御承知のように、行政監理委員会の設置を皆さんのお力で見てもらつたのであります。行政監理委員会によつて一つの具体性の第一歩を踏み出したわけですが、それらによつていろいろな点を検討してもらつたといふことが、まず第一歩であらう。しかしながら、實際問題として臨調答申の中にある、たとえば予算がいまおつちやつたように各省ばらばらではないか、内閣というものはそれを統べる機構でありながら、實際上は見えていない、これについてはこういうふうな補佐官制度がいいであらう、こういう答申案が出ておるわけですが、それだけではたして現在の行政のばらばらの状態が統一せられるか。たとえば皆さんが御承知のとおり、いま政府は行政の一つの簡素化を、あるいは費用の儉約等も考慮して、この数年來御承知のように欠員不補充制度というものを実施しております。欠員が起きてこれに補充しない、こういう考え方で、できるだけ人件費によつて大事な税金が食われないうにということをやっておりますが、そこで今度は、戦後における三十年間といひましようか、数年間における行政上の改革に伴う定員の変更ということすらもなかなか容易でない、

これは働く者の方面の考え方もあり、あるいは使用者側の考え方もある、なかなかむずかしい問題があります。こういういろいろな問題から、単に予算の編成権だけがいまおつちやつたようなことになることが、必ずしも私は臨調の精神であるとは考へておりません。もちろんそれも重要な項目であります。いま申しましたような全般的なことを検討して、そこで、先ほどお話がありましたような、能率のあがる、簡素化された政府をつくるためには、ある程度の時間を要する。しかし、實際問題としていまおつちやつたような各行政間のアンバランス、私はそうちぐはぐで能率があがつていないとは考へませんけれども、そういうきらいがないこともない、そういうことで、御承知のように二、三年前から内閣の中に経済關係懇談会というものを設置しまして、そこで横の連絡をとるためにやつてまいっております。これは懇談会形式で、法律によらないものであります。私はこの臨調の答申を受けて、一つの大きな将来の見通しとしては、いまおつちやつたようなことが一つの木筋であらう。けれども、いま申しましたように、いわゆる各省の定員だけを考へても、あるいは各省におけるところの消長の問題、たとえば農林省におきまして、ある局は實際いまの産業状態から見ても、かなりその人員及び能力というものを縮小しても差しつかえないものもあらうし、あるいは通産省のごとき、現在日本が貿易国策をもつていく以上は、それらにおいては相当拡大しなければならぬものもある、そういう基本的な問題の整理も、なかなか容易な問題ではない。そこで、行政監理委員会を設置することによつて、ひとつこの掘り下げた改革案を考へてもらおう、こういうことで、行政管理庁長官とも相談をいたしまして、その委員会においてこれを進めるようにお願いをいたしております。けれども、一方においていま申しましたように横の連絡、各行政間の統一ある、そして能率的な運営をするためには、前には閣僚懇談会といつておりましたが、どうもこれだけでは迫力がない。のみならず、所期の目的を達成し得ませ

ないので、そこで昨年の十一月に閣僚協議会——懇談会ではない、協議し、これがある程度きめるというために、閣僚協議会という方針に切りかえまして、閣議決定によつて現在十二の閣僚協議会が設置せられて、これが各省間の横の連絡及び調整の役割りをいたしております。また、予算に關係いたしまして、御承知のように、予算編成期におきましては、なるほど各省からのいろいろな要求がありますけれども、その調整は、現実的には官房長官なりあるいはその官房長官を補佐する者によつてある程度の調整が進められております。けれども、これでは不十分であります。そこで、いま申しましたような将来予算編成権をどうするかという問題はありますけれども、現実の問題としてこれを調整するためには、何としても強力な閣僚協議会によつてこれを運営していく必要がある。たとえば予算の編成の場合でも、従来はやつておりましたが、内閣の機能が強化されて、今回提案されましたようなことが皆さんの御承認を得ますれば、そこで予算に關する閣僚協議会というものによつて、従来のある程度の弊害といひましようか、あるいはばらばらな状態を調整することができるようになります。いまのような機構、人員のもとではとてもそれは實際不可能でありますので、もちろん臨調の答申とは直接關係あつて今回の改正案を出したわけではございませんが、遠く将来をおもひましかつて、こういう程度のものを進めていくことによつて、漸進的にこの答申案に近づき得ることであらう。現実の問題を一方においては解決の道を開き、一方においては答申案の将来への一つのかけ橋となるような機構の改革として、この程度のものでこの際はぜひひとつお願いしたいといふのが、今度の内閣法の一部改正として補佐官にかわるべき内閣調整官、報道官を設けたいという意向であります。

○田口(誠)委員 いまのお話を承りますと、臨調の答申は答申として受けとめておくけれども、これが完全な行政簡素化あるいは各省の調整の役割

りをなすということにはならないというように判断をしたので、昨年行政監理委員会を設置して、その中で十分に検討をしてもう、こういうことにもしておるといふ答弁があったわけですが、私の質問申し上げたことは、本案を出すまでに、福田行政監理長官とどのように話し合いをつけたかという点をお聞きしたのですが、その点はきわめて抽象的でありましたが、次には行政長官のほうにお聞きをいたしたいと思ひます。

いま答弁のありましたように、行政監理委員会の発足は見えたわけですが、そこで、あの内容を見ますと、行政監理委員会の方針、決定というものは、行政監理長官は尊重しなければならぬというたてまえになっておるわけですが、したがって、そのたてまえから内容を見ますと、昭和四十年十二月二十三日に、行政監理委員会は四十一年度の予算編成にあたって、四十年度に引き続いて四十一年度以降も定員の不足は補充しない、また各省庁の新設、増設というものは行なわないし、特に定員の関係については各省庁の配置転換の処理によって何とか切り抜けていけ、こういう方針が決定されておるわけなんです。したがって、この決定に沿って行政が作業を行なうということになりますと、ただいま出ておられますような内閣法の改正は、行政長官としては認められない内容になると思うのですが、その辺の経過をひとつお示しをいたしたいと思ひます。

○福田(篤)国務大臣 御指摘のように、行政監理委員会といたしまして、四十一年度の予算編成方針の基本的な構想をまとめたことは事実でございます。その中の一つの大きな柱は、定員増であるいは新規の機構の増設は認めない、それをやる場合には振りがえによって省庁内で調整をする、また特殊法人その他につきましては新設は絶対に認めない、この原則をきめまして、閣議の了解を得たことも事実でございます。ただし、これは原則でございます。緊急やむを得ないものにつきましては、例外的に定員の増加を認めたことも事実でございます。たとえば特許庁あるいは公正取引委員

会などの急増する行政需要に対して、原則的には反しますが、やむを得ない行政需要に対しては例外としてその定員の増加を認めたことも、実問題として事実でございます。このたび当委員会では御審議を願っております内閣法の改正問題につきましても、いわば例外的に、純然たる事務的な立場から、私も同意をいたしたわけでありま。ただ、ここまではつきりしておかねばなりません。これは、これがいわゆる臨調で申します内閣機能の強化の線によるものであるか、あるいは単なる行政需要あるいは事務増加に伴う処置であるか、この二つの考え方で、私どもの考え方、あるいは委員会の考え方、検討の基準が変わってくるわけでありま。一部最初に伝えられましたが、これがあたかも臨調で言われる内閣機能強化に関連する、あるいはその一歩前進ではないかという説がございます。そういう観点からいたしますと、行政監理委員会といたしましては認めたいわけでありま。たとえば内閣強化の本来の臨調の構想は、予算編成のあり方その他もつと根本的な内閣強化の問題を示唆いたしておるわけでありま。いま内閣側で提案いたしておる問題は、そうではなくて、純然たる増減した事務量にいかに対処するかという点でございます。そうなりますと、行政監理委員会といたしましては、必要やむを得ないものは認める、この点はつきり区別いたしませんと、委員会の立場も考え方も混迷が出てくるわけでありま。けれども、数回にわたりまして官房長官から十分な事前の連絡がございましたし、この考え方をはつきりいたしまして、もしこれが初め伝えられたような内閣強化という案ならば、委員会としてはこれは否定的な判断をするのは当然でございます。しかし、事務的な需要の増減に対する処置としての例外的な定員増加ならば、これはまたやむを得ないんではないか、こういうわけで、委員会も事務的な立場で、臨調の強化案とは切り離してこれに対して肯定し、そしてまた承諾をしたというのが、実際の真相であり、いささかでございます。

○田口(誠)委員 いま御答弁のありましたように、本案は内閣の強化ではない。内閣の強化ということなら、こうした案は認められない。ところが、官房の事務量の多くなったこの点を解消するために、若干の機構、組織をなぶるということについては、これはやむを得ないだろう、こういう内容だと思ふ。

そこで、私はお聞きをいたしたいと思ひますが、率直に申し上げまして、官房長官を国務大臣にする、国務大臣を一名増員するということは、これは事務量の増加にどう関係があるのか、また事務量を消化するにどのように役立つのかという疑問が出てくるわけでありま。この点を行政監理長官はどういうふうにお考えになりますか。

○福田(篤)国務大臣 先ほどの事務量の増加という点は、報道官を新たに設けるとか、そういう点でございます。官房長官を国務大臣にいわば昇格する点には、直接事務量の増加の問題は私には関係ないと思ひます。むしろ、その仕事の性格、内容がきわめて重要であつて、対国会関係、あるいは対外的な立場、あるいは閣内における種々調整的な役割から考えまして、この際国務大臣として昇格し、国務大臣の立場において官房長官の重要な任務を行なわれることは、適切ではないか、こう考えておるわけでありま。

○田口(誠)委員 臨調の考え方、内閣の総合調整をするには、大臣をふやすということには反対である、現在よりどちらかといえば減するほうがいいのではないかとこの考え方であつた。ところが、現在の日本の政治の実態からいって、そうしたことを言ってみても、これはなかなか実行不可能であるから、せめても現状より増員すること、これはしないようにしたほうがいいだろう、こういう結論を、臨調のほうは出しておるわけなんです。こういう点からいきまして、昨年総務長官を国務大臣にするという一名大臣増、それから今年のこの内閣法によって官房長官を国務大臣にする一名大臣増、このことは、せっかく一番隘路であるところの内閣の調整機能を発揮するに、いろ

いろ検討した結果の結論とは逆行することになつておるわけなんです。このことを福田長官はどのようにお考えになつておるのか、これもやはりこの際お示しをいたしたいと思ひます。

○福田(篤)国務大臣 臨調の内閣調整あるいは内閣機能強化というものは、やはり組織的には簡素化という考え方があることは、おっしゃるとおりだと思ひます。ただ、臨調では、官房長官はむしろ国務大臣にすべきであるという意見が有力でございます。これは臨調の二年七月にわたる長い間の各権威者の構想の結果の一部でございます。したがって、国務大臣にするという点では、臨調も賛成でございます。ただ、私就任いたしました、いかに内閣機能の強化、あるいは行政改革というもの、大きなむずかしい問題をあまりにも持つておるかというのを痛感した一人でございます。いままでのような定員のマンネリズムとか、あるいは各省庁内だけにおける配置転換では、もう病育育に入つておる。この際抜本的に観点を変えた行政需要の実態の調査をいたしまして、たとえば各省におまえの部局はこれだけふやすとか、これだけ削るとかといったようなこまかい点を、この際一切払拭して、新しい立場で中央並びに地方の行政需要実態調査特別班を編成いたしまして、これによって立体的な立場から、総合的に全然観点を立てて行政の需要実態の調査を、実は来月早々から始めることに相なつております。そうすることによって、各省庁間における配置転換——大体いま三千人ないし五千人を一応大ざっぱに予定してありますが、職場転換につきましても、新しい観点から取組みたい。内閣機能につきましても、なかなかむずかしい問題でございます。臨調で言われております予算編成のあり方だけをとりえまして、いろいろな点で難点が続出しておるのが実情でございます。いままでの資料の収集並びに分析のやり方をこの際変えて、全然新たな観点から、臨調の言われておる、また、われわれの考えている行政の簡素化、改革を根本的にひ

とつ考えたいという考えを持っておる次第でありまして、その一環として、内閣の組織の問題、それから総理としての指導力の問題、また、官房長官としての調整の役割、こういう問題がだんだん出て、明確に、どうすればいいかという、いわば裏づけの実情に即した結論が発見されるのではないか、こう考えておるわけであります。

○田口(誠)委員 現在でも、内閣官房長官は國務大臣をもって充てることができるようになっております。だから、必要な内閣官房長官を國務大臣大臣をもって充てればよろしい。そのことと、國務大臣を一名増員するということは、違ふわけなんです。したがって、臨調が特に総合調整というような面を検討した結果、百歩譲つても、現状より増員することはよくないという結論を出しておるのでございまして、私は、少なくともその線に沿つておやりになるのが当然だと思うのです。したがって、ただいまの答弁は、内閣官房長官は國務大臣をもって充てることが必要だ、國務大臣が官房長官をやつてもらうことがいろいろな面で便利だという点については、今日までの法律でできるようにしておるのだから、これは消化されておるわけなんです。繰り返し申し上げますけれども、一名大臣を増員するということが、そうして内閣官房長官を國務大臣にするということとは、これは切り離して考えなくてはならないと思ひます。この点を混同されておるのではないかと、こういうように受け取れるわけなんです、この点について、ひとつ説明をいただきたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 今後の國務大臣の数の問題、それから官房長官を國務大臣にする問題、この二つについて、いま御指摘の点も一つの考え方であらうと私も感じます。ただ、問題は、官房長官を國務大臣にすることに、今後の調整について、実際上どれだけ内閣強化に、本来の基本的な考えに近づくものかどうか、これからの実績を見たいと思ひます。考え方としては、いろいろな面で問題が残つておることは

事実であります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、現在の官房長官の任務、役割りから見ても、國務大臣にしたほうがより適切であると感ぜたことも、私も事実であります。

○橋本政府委員 関連して、どうも私個人の問題じゃないですけれども、ややもすれば個人に關連があるような形になりますので……。まあこれは私政治論ばかり申して恐縮ですが、この前池田総理が病氣されまして、閉会中ですが、常任委員会に鈴木善幸君が呼ばれて、そこで國政一般にわたる答弁をせよということになって、出たわけですが、そのとき、委員のうちから、おまえは何の資格で来たのだ——これは国会中は内閣官房長官は政府委員ということと、内閣官房のことに關する答弁の意味において、政府委員になっております。閉会中でありまして、これは政府委員がなくなりまして、そういう意味でも、資格の上ではそういう御質問があつたのだらうと思ひます。おまえは何の資格で總理大臣の代理で説明できるのだ、こういう實際上の運営上の面から見ても、内閣官房長官は國務大臣であることが望ましい。

したがって、法律も、「充てることができ」となつてゐるのですが、ただ、私、官房長官をやつておりました、各省の責任者は、やっぱりこれは國務大臣でないといふ点が多いようであり、國務大臣でないといふことは好ましくないのですが、数をふやすことは好ましくないのですが、實際問題としては、いやしくも省を預かつておる者が國務大臣でない場合は、閣議にも列席できない。官房長官は司會者の形で列席できますが、ほかの人は、もし國務大臣でなければ、閣議にも出席できない。しかも、一省を預かつておる、こういう場合があるのです、最近、必ず各省の長官もしくは大臣は、國務大臣を充てておられます。そうすると、官房長官に充てる席がなくなつてしまふために、最近の官房長官は國務大臣を充てておられません。そういう意味で、實際上の運用の面から、また政治論にはなりませんが、やはり國務大臣であることが、国会に對した場合——特に国会の場合が多いですが、總理大臣を代理し

て責任を持って答弁ができるという意味では國務大臣であることが望ましいというようなことからして、まあ野党の皆さんのほうからも、なぜ官房長官が國務大臣でないのだという意見も、しばしば前から聞かれたわけでありまして、そういう意味でありますので、私が先ほど政治論として一種の強化になるといひましたが、政治論の上から言へば、一種の機能強化にはなると思ひます。それは先ほど十二と申しましたが、閣僚協議会というものが十四あります、これはある意味においてこれによって決定が行なわれておりますからして、各省の仕事がそこで實際上調整されている。最近の例を皆さんがごらんのように、かなり内閣の仕事が中心になつて集約的に行なわれつつある。そういう意味で、特に官房長官が總理大臣の代理という形で出る場合が多い。十四の閣僚協議会に總理大臣が全部出るわけにまいりませんので、結局は官房長官がほとんどこれを主宰し、あるいは決定の場合の意思表示を行なう、こういうことになつておられますので、まあ實際上の便宜上から見ても、官房長官が國務大臣のほうがいい、それが能率的である、こういうことから考えられたものであつて、いろいろ議論を申されますれば、そういうぐあいに一人でもふやすことは意味がないといふ議論もあつておられます、この給料が上がつた以上は、それによつてこの機能が整備されれば十分なるお返しができるという意味では、やはり能率をあげるという意味でひとつ御了承願ひたいと思つておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 考へていただきたいことは、内閣官房は内閣の補助機関である。そうしますと、ただいまのお話でいきますと、大臣になつておつたほうが便利がいい、こういうことですが、この便利というのは、閣議のときに席を同じうすることだけだと私は思ふのです。そうでなかつたら、別に内閣官房長官が大臣になつておるから、発言権があるのといふことではないと思ふのです。あとから申し上げるけれども、今度の法案

の中に入つておる二人の特別職が、特に問題になりますところの予算編成等のときにイニシアをとるということになりますれば、これは私は内閣の強化ということにもなり、非常に効果を得られるかもしれないと思ひますが、ただ事務量増を理由に、事務量消化という考え方で内閣官房長官が大臣になり、そうして二人の特別職をここに新設するといふことは、これは意味がないのじゃないか、こう思ふわけなんです。だから、あくまでも私が考えますことは、臨調の答申というものは、これはまあいろいろと人によつては理屈をつけられるであらうけれども、この臨調の発足のときには、一番最初に申しましたように、歴代の内閣が行なつた行なへなかつたところの日本の行政機構の改革を十分に検討し、研究をし、そしてその結論を答申をもらつて、その答申に従つて内閣の強化をはかり、各省の合理化を行なうんだ、こういうことであるのであつて、ただいまの答弁からいきますと、ちよつと的はずれなような気がするのです。それで、まあこの法案がいつ通るかかわりませんが、通りますと同時に、官房長官は大臣に任命されるわけなんです。その御本人を前に置いての質問もやりにくいし、答弁者も答弁がしにくいと思ひますけれども、これはドライでやらなければならぬと思ふ。だから、私はいまの答弁では、納得のできる答弁の内容ではないわけなんです。したがつて、これを最も有効的に内閣の機能を發揮させる方法を考えられるのが、これは福田長官の役割りであるのであつて、ただいまの官房長官の御答弁のような内容なら、むしろ私はこういう法案はこの際お取り下げしなかつたほうがいいのではないかと、こう思ふわけなんです。ほかに重要な意義があるということなら、ここで御説明をいただきたい。これは福田長官にお願いしたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 いま官房長官からも御答弁がありましたが、現在の官房長官の任務、役割りから見て、これは行政監理委員会でも、本来の臨調のいう内閣強化の線ではわれわれもいろいろ

検討し、また議論の余地が十分あるが、官房長官を國務大臣にすることは、全会一致で認めた次第であります。先ほど申したとおり、臨調におきましても、官房長官のあり方は、理想的にいえば副総理格であり、そうして國務大臣という資格を与えて、十分の調整力を發揮せしむべきである、これが臨調の考え方でございます。これに一步近づいた案でございますので、私もきつこうだ、いろいろ御審議願つてお認め願ひたいと思つております。

○田口誠委員　ただいまの答弁どおりに持つていこうとすれば、そのワンステップということでの法案を出されたとするならば、この調整官の職務が、財政経済の關係に大きな發言權を持ち、そうしてここがインシアをとるということなら、私はいまの長官の御答弁に沿ふと思うのですけれども、現在の仕事の分布を見ますと、そうなるおらないところに、私も反対の意見を持つておるわけなんです。だから、これは現在各省の大臣になつておられる方も、それから与野党を問はず、予算編成當時には、とにかく大蔵省にべこべこ頭を下げて、そして予算のぶんどり合ひ、ぶんどり合戦をする、こういう見苦しいことを、何か内閣の強化によつてこれを解消していかなくてはならない。これは政治家はもちろんのこと、全国民がそうした大きな要請をいたしておるところであるわけです。したがつて、予算編成のときに、わが省に有利な予算をとろうとすれば、平素大蔵省の課長さんまでに大臣がべこべこ頭を下げておらなければならぬというのが、現在の実態であるわけなんです。このようなことは、日本の行政を、國民の意思を反映して行なうということとは困難だと思つて。私は、臨調の答弁が出たときを機会に、思い切つて福田さんの手元で、これは今度の法律案のようなものでなしに、りっぱに内閣の強化されるものが出されてしかるべきであつたろうと思うのです。今日まで幾つかの法案が出ておりますけれども、この法案くらい各新聞が取り上げてけちをつけておる法案はないわけ

なんです。祝日法案もございまして、相当新聞は取り上げましたけれども、これは別の角度で取り上げておりますが、けちをつけておるといふのは、私は、国会に出てから、この法案が一番最初であるというように考へておるわけなんです。その証拠の数字を申し上げますならば、日にち的には順不同になりますけれども、二月二十三日の朝日新聞には「宙に迷う「内閣の機能強化」、官房改革案は決つたが……」、こういうような見出しを出しております。「看板だおれに終る」「本気でなかつた政府のハラ」「行監委の意向はおかむり」、これは一番最初に官房長官が御答弁されたように、臨調の答弁は出たけれども、行政監理委員会を設けて十分に検討をせよという、こういうことで、委員会を發足した、検討をせよというところ、こういうことでもございまして、その結論も、先ほど私の申しましたように、昭和四十四年度の予算編成にあつたつて、一つの結論を出しておるわけなんです。この結論に逆行しておるものが出されておるの、いまの内閣法の内容であるわけなんです。私はそういう点からきわめて遺憾に思ひます。それから読売の二月三日には「官房副長官制をやめ「補佐官」四人置く」、こういう見出しで、臨調の方針の内容にも触れて、そして現在出されておる内閣法の内容にも触れて、論文式の意見が出されております。これも非常に私は読んで傾聴するに値があると思ひます。二月二十六日の朝日新聞では、「十八人の閣僚」という見出しで、囲みに論文を出しております。この中にも、昨年は総理府の総務長官を大臣にして、一名増をした。また今年も官房長官を大臣にして、一名増員するんだ。逆に臨調のほうでは減員を必要としておつたけれども、現在の政治情勢としては減員しない、こういう今日までの経過から、こうした論文が書かれております。そしてなお、朝日新聞の二月十二日には、「内閣の強化が官房の強化か」、こういう書き方がありますが、これはいまの御答弁ではきりしましたように、内閣の

強化ではない、官房の強化と官房の事務増を消化するための処置だということとはきりしましたけれども、官房の強化ということには、あまり報道関係も関心がないらしいのです。とにかく内閣の強化ということに関心があるので、こうした記事を出していると思うのでございます。なお、毎日の二月九日の囲みを見ますと、行政監理委員会、それから官房の食い違い、この点を指摘をいたしております。これは特に「きらわれる、補佐官」の名称「云々」ということもつけ加えておりますが、非常に指摘をしております。それから東京新聞の二月八日を見まして、これで「内閣の機能は強まるのか」ということで、内容的には相当皮肉つて書いてあるわけでございます。そしてりっぱな進歩的な内容も盛られております。それから特に毎日の二月八日の「内閣機能の強化について」、これは社説としてりっぱな論文が出ております。それから朝日の一月二十九日には「内閣官房に広報官」云々というところで、この点については若干ばくちもうなずける点がございますけれども、これは事務量の關係でありますけれども、非常に今度の法案に対して関心を持つて出しております。それから読売の二月十日には「もたつく、内閣の機能強化」、こういう見出しで出しております。それから日経は三月八日に、「行政改革の行方を見守ろう」、こういう見出しで、これは社説で論文を出しております。それから最も最近出ております新聞の内容を見ますと、「大臣インフレ」というような見出しを出したり、「能力よりも順番、当選五回でその氣になる」「政党はこれでよいのか」、こういう見出し、これは全く私は同感するところがございまして。それからなお「政権長もちの武器」「論功行賞の派閥均衡」というようなことで、今度の大臣一名増は、これはそうしたことに苦しい内閣改造のときの実態から、もう一名なり二名なり大臣があつたらというところをついて、非常に総理大臣が苦勞をしておるところがあり出ております。そして内閣「定員二十歳す日近い」、こういうこと

でございまして、これは現在のような考え方でいきますと、全くそのとおりであらうと思ひますし、特に「大臣インフレ」「納税者忘れた省増設案」というようなことで、「政党はこれでよいのか」というようなことをいつております。それから特にまだこの法案が決定されないうちに、内閣報道官に近藤氏を起用するのだという記事が出ておりますが、これはしばしばこういうことがあつて、これはあとに別に指摘をいたしたいと思ひます。したが、ただいま申し上げましたように、私の目についたものだけでも、非常に報道関係は現在の出されておる内閣法の改正については大きな関心と批判的な記事を出しておるわけでありまして。こういう記事を出しておるにもかかわらず、なぜかうやうななければならないかというところは、これは何回答弁を求めても、おそらく官房長官のほうでは事務量の増ということでもございまいしょう。それ以外には何もものないと思うのです。そうしますと、現在でも内閣官房長官を大臣にすることができるといふことになつておるのだから、大臣一名増とは違ふのだから、この点はもう少し福田長官の手元でセーブしてもらわなければならないのではないかと私は考へておる。当時の川島正次郎長官のときは、ものすごい勢いで、そして熱心に、この七人委員会の結論については、相当各省に抵抗があつてもこれは実行に移していきたいという意向を持つておられたのだから、この考え方を引き継いでおられる福田長官であるから、私はこれを認められたということについては、非常に納得がいかなければなりません。ただ一つ、答弁を聞きまして納得のいきませんでしたことは、この内閣法の改正が内閣の強化であることなら、これは絶対に反対なんだ、これは認めないんだ。ところが、官房の事務量の増に対して、事務量を消化するためこの法案が出されたから、これは認めたんだ、こう言つておられるわけでもございまして、私は前に申し上げたことについては了解できますけれども、あとに私の申し上げましたことについては、どうしても大臣を一名増しななければならない

という点は腹に入らぬので、もう少し大所高所から、この問題をどう考え、近い将来この内閣の強化をしなければならぬ、またそれを検討しなければならぬ。福田行政官理官は、どのような抱負を持っておられるのか、承っておかなければ、この問題を審議するにも大きな支障があると思います。

○橋本政府委員 福田長官の前に、ちょっと途中のいきさつ等、新聞で御紹介がありましたから、お答え申し上げたいのですが、御承知のように、新聞社の諸君は非常に熱心でありまして、途中まだ事務段階で検討中のものが、いろいろ出まされたために、何かもたついたような印象を与えておるようでありまして、福田長官と私が話し合いをいたしますときには、もうすでに御承知のいまの最終案について——最終案といいますが、その案について決定するに至った。その前は決定でもなければ、ただ事務段階でいろいろ話し合いが出たことが、新聞社の熱心なために外に出てしまったというところだと思ひます。私は、事務量の増加は何としてもこれは処理をしなければいかぬ、また同時にいま申しましたように、国会に出ましても何の資格で出るのかからぬというのでは——実はそんなことも建設委員会に呼ばれまして、建設委員会に呼ばれた場合に、どういう理由で呼ばれるのかからぬ、結局は建設委員会の理事会では、総理大臣の代理として話をせよ、こういうような御要求があつて、建設委員会でも答弁をする。そういう意味で、実際上の運営から考えても、官房長官は國務大臣であることは必要なる条件ではないだろうかという意味で、これは田口さんのおっしゃる通りに……(田口(誠)委員「できるようなっているんです。」と呼ぶ)で、いいじゃないかということでありまして、すべからぬというところじゃないかと思ひます。あえて大臣になりたいという意味ではありませぬけれども、ほんとうに仕事をしたいためには、やはりこの立場を確立するほうがやりやすいことは、皆さんの御賛同を得られると思うのです。そういう意味で、その後新聞社関係も、大体こういうような考え方というわけの報道官、調整官というものが必要だということ、大部分の方が実際上の面ではこれを御了承願つておる、かように感じておるわけでありまして。

○福田(篤)國務大臣 いま官房長官が答へられたとおりでございます。随時この問題はお互いに協議し合ひながら、また私ども、行政監理委員会の委員長の間から、委員会の空気を具体的に、率直に官房長官にお伝えしておるわけでありまして、これは最初申し上げましたとおり、内閣強化であるならば、われわれとしては非常に批判的である。特に、報道官はわかるけれども、調整官についてはきわめてきびしい案が出されております。いろいろな点を具体的に申し上げました。最終段階においては、両長官の発表のとおりでありまして、これはいわゆる臨調のいわゆる内閣強化ではない、急増する行政事務に対するものであるというところは、はっきりしたものであります。なお、誤解を避けるために補佐官という名称を避けまして、報道官あるいは調整官という名称を官房でできたことも、そういう配慮からでございます。これは臨調におきまして、官房長官が國務大臣になるというところは、その必要性から見ても私どもは最終的に認めた次第でございます。途中の経過については、いろいろな議論があります。また、委員会としての意思表明も、一部中間において誤解的な議論もないとは言えませんが、最終的には國務大臣、行政官理官として、内閣の一員として賛意を表したわけでありまして、問題は、今後はたして私どもの考へてくる本来的内閣強化に一步前進するものであるのか、今後の実態なり実際の成果を見なければならぬと判断をいたしておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 いま官房長官から一例を出されて、建設委員会へ出ても、何の資格で出たのかということが明確でないで、やはり官房長官は國務大臣をもつて充てるといふことをはっきりして、國務大臣でない仕事はやりたくない、こういうことでございまして、これは官房長官を呼ぶ場合には、そのときによつて違ひますけれども、総理大臣を呼ぶ場合には、総理大臣の出られないときに官房長官のおいでをいただくということも、いままであったと思うのです。したがつて、そうなりますと、先ほど来私が申し上げておりましたように、内閣調整官といふことが財政経済のインシニアをとる、こういうことになりまして、その長官が國務大臣といふことになれば、先ほど来お話しになりました副総理格といふことで、これは仕事ができるわけなんです。そうでなかつたら、何も國務大臣という名前がついてなくても、官房長官でよいので、あくまでも大臣になるということに思ふのです。あくまでも大臣になるということになれば、現在一番問題とされておるところの予算編成時のあの混乱をどう調整をし、どうかこうをつけていくかといふところに、これは隘路があるわけではございまして、この隘路を打開しようとするれば、当然私は現在出されておる法律案の内容からいいますと、内閣調整官、ここで財政経済の担当、特に予算編成のインシニアをとる、こういうことになりまして、そういう部署は、当然その大臣は副総理格の大臣といふように権威づけられて、仕事ができると思ふのです。そうでない理由が立たないと思ふので、その辺のところは、将来そう持つていくこととなら、これは私はまたこの審議のしかたもあらうと思ふのです。その点どういふふうにお考えですか。

○橋本政府委員 官房長官を國務大臣に充てるといふことは、福田長官からの答弁のように、臨調でも当然あるべきだといふことで、ひとつ御了承願ひたいのですが、ただ内閣調整官のことはいさう御意見があるようではございまして、実際どういふ問題をそれなら閣僚協議会なり内閣調整官たりるべきものがやつていくか、いま一つの例で申し上げてもいいのですが、たとえば茨城県の学園研究都市の問題、これは一つは建設省の予算にもまたがるし、あるいは農林省の予算にもまたがる、あるいはまた文部省の予算にもまたがる、そういう場合には、いわゆる各官庁との連絡で、もちろんこれはある程度は調整が出来ますけれども、なかなか調整がきかない部門が、実際問題として出てまいります。事実これは数回内閣がこれの調整の役をとつております。そういうことで、予算編成時におけるぶんどり合戦を何らかの形でこれを抑止すべきではないかという御意見も尊重しなければならぬと思つておりますが、同時に、このでさう上がった予算が総合的に使われるかどうか、たとえば最近でもいろいろ聞くのですが、老人ホームのようなものも、必ずしも温泉地帯とか閑静な地に老人ホームをつくることを、老人の御意見によれば、好んでおるわけでもないようです。けれども、これもまた都会につくる場合、都市計画との関係がある。そういう意味において、建設省との間でやはりこの調整をとらないと、敷地の設定とか、そういう問題がむずかしい。実際問題として、これは閣僚協議会の運営あるいは実態を知らんになつてもええよくわかるのですが、いわゆる予算編成時における非常に重要な役割を、調整をやつております。これは内閣官房の諸規定の中にあるわけなんです。これは内閣官房の諸規定の中にあるわけなんです。これは最近、この数年間というものは非常に激増してきている。たとえば皆さんの御協力を得ておるコロナの問題にしても、なるほどコロナそれ自体からいへば、重症心身障害でありますから、厚生省の仕事であります。けれども厚生省だけの、病院扱いだけの考え方では、これはほんとうの総合的な施策にはならない。やはりここには小学校も必要である、あるいは老人ホームも必要であらうし、あるいはその他のものが必要になつてまいります。そういう意味で、最近の各省の事業とい

うものは、各省だけでやっていけないのが実情であつて、したがつて、予算のぶんどりのときももちろん抑止することも必要ですが、この問題はなお今後検討を重ねなければなりませんけれども、与えられた予算を総合的に、国民的な規模で、また視野で、これが実行されるかどうかということもありまして、その意味で、私は内閣調整官というものがどうしても必要である、それを副長官とかもしくは補佐官という形に変えて――補佐官の名前は、先ほど福田長官の言つたように、臨調の考え方と必ずしも一緒でないからして誤解を招くとお話があつたように、あるいは副長官四名という考え方もありますけれども、私はそういう意味で職名を明確にしていく。これからの仕事は、やはりその人の持つ責任範囲を限定し、責任の地位に置くというたてまえで、今度申し上げましたような報道官あるいは調整官、こういう形でその職責を全うしていくということが、やはり近代行政のあり方ではないだろうか。何か分断された責任ということよりも――法律上の問題は別ですけども、実際の問題としては、常に責任分担範囲が明確になつておる、これが行政の簡素化、あるいは能率をあげるゆゑんではなからうか、こういうことから、報道官あるいは調整官という形で皆さんに御審議を願つておるわけでありまして、これが皆さんの御協力を得て通りますれば、おそらく皆さんが期待された以上に私は効果をあげることができるといふ確信を持っておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 確信の持ち方はそれぞれの考え方であつて違ふと思ひますが、ただいま御答弁のありましたような内容のことは、これは当然官房の所掌でやらなくてはならない問題であるわけですが、現在までもやっておられる。そこで、予算を最も民主的に有効に使うということに対して、各省間等のいろいろな連携が必要だ、これもやはり必要だと思ひます。こういう点があるから、だからその該当する関係が、関係の分科会制度を設けて、そうした問題を処理しなさいというのが、臨調の

答申の内容になつておるわけなんです。したがつて、官房長官の國務大臣が副総理格であるというなら、これは少しは押えもきくと思ひますけれども、同列同格の國務大臣であつた場合に、その取り持ちをしようにと思ひますが、なかなかそれはうまくいくものではないと思ひます。國務大臣になつたからその仕事がスムーズにいくというようなお考え方は、ちよつと甘いと思ひます。これはやはり副総理格というような、そういう地位の上において調整をやられる場合には、これは私は問題の処理がスムーズにいくということは考えられますけれども、あくまでも同列同格の國務大臣が関係しておる各省の國務大臣と折衝をし、そしてその取り持ちをするということになりますれば、これはやはり大臣になつておつてもおならなくとも、官房長官の仕事としてはさほど大きな差はない、かように考えておられますので、そういう点はあまり力説されても、私にはびんときません。したがつて、問題は、こういう不人気な法案は廃案に持ち込むのか、取り下げをしてみようのかというところについては、これは今後内閣の強化をどういうように行なわれるのかどうかということ、そういう構想をどう持つておられるかということ、もお聞きをしなれば、この問題の完全な結論の出し方は困難だと思ひます。それは政府は提案したのでから、与党はこれに賛成するんだというやうな、こういう自動的な行き方なら別ですけども、そうでなしに、ほんとうにこうした世論が大きく批判をし、反対をし、また関心を持つておる法案をどう取り扱うかということについては、これは一番臨路であるところの内閣の強化を将来どうするか、臨調の答申をどう消化していくのか、こういう点がこの機会に答弁の中で明確にならないことには、これはまじめに審議をされる与党の方々も、非常に不満であらうと思ひます。だから私は、この点については福田行政管理局長官に、もう一度将来の考え方を含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 臨調が苦心してつくりまし

た答申、この実現と推進は、私どもの本来の任務でございます。これは自画自賛ではありませんが、まだ一年足らずではあります、この線に沿つてできるものは着々と実行してまいつておるつもりであります。たとえば二十一ののぼる特殊法人の新設は、一切これを抑制いたしました。また、定員の増加あるいは欠員不補充の原則を貫くことも、事実上認めないことはきつめて例外的な部門しかございません。また現在、これは与党側にも非常な御協力をいただきましたが、審議会等の三十四の整理統廃合も提案され、あらゆる実現の可能性は着々実行してまいつております。ただ、御指摘の内閣強化、特に予算編成のあり方を中心とした構想につきましては、これは問題が実困難な、しかも条件がきびしいものばかりでございます。これは先ほどちよつと簡単に申し上げましたが、日本の行政、日本の政治、もっと大きく申しますと、日本の今後の体質の改善、政治の動向とまた経済の体質の改善、あらゆる面を総合的に分析した上で、科学性、客観性を持つて臨みまないと、ただ閣僚の人数をいじるとかあるいは組織をいじるだけでは、本来の目的を達し得ないわけなんです。その大前提をただいま私も真剣に取組み始めておるわけでありまして、内閣強化につきましても、もうしばらく時間をいただきまして、国民の方々の納得し得る、また臨調で苦勞された答申の生きた、しっかりと案を達からずつくりたいと思ひておる次第でございます。

○田口(誠)委員 具体的構想としては、まだ審議されておらないのかどうか。

○福田(篤)國務大臣 具体的に内閣強化についての案を発表するまでは、まだちよつといまのところ時期尚早でございます。もう少し時間をいただきまして、あまり遠からざるうちに、大体私は下半期までは、何とかいま申し上げた日本の政治、経済あらゆるものの体質改善に見合った本質的な内閣強化の具体案を作成したいと思ひておる。いまは今日ただいまこういうものをする、あるいはしたいと思ひ上げるには、時期尚早でございます。

いまして、もう少し時間をかしていただきたいと思ひます。

○田口(誠)委員 臨調答申にある内閣府の設置あるいは補佐官を置く件については、この点も検討されたのかどうか。

○福田(篤)國務大臣 いま六人の行政監理委員をお願いしておりますが、そのうち、常勤的に一日ごとに御登庁願つて、ほとんど終日御検討願つた方が三人ございます。その中で、内閣問題については、佐藤委員を主任といたしまして、昨年来引き続き行なつております。

○田口(誠)委員 そこで、大体進行状況は御存じだと思ひますが、そうした案がでさうした場合には、現在出されておるところの内閣法の改正の内容には、手をつける必要のものは出てこないかどうか。

○福田(篤)國務大臣 ただいま作業中でございまして、この法案と関連していろいろ批判をするところは、差し控えたいと思ひます。

○田口(誠)委員 そがばくらのほうで審議するになかなかむずかしいのは、まあ先ほど米官房長官が力説されますように、官房長官の手元の事務量というのは非常に多い、非常に労働強化だ、二名の官房副長官は手分けをしてそれぞれ補佐しておられるけれども、なかなかそれでもないというやうなことで今日の法案を出した、こういうことでございましてけれども、それについてはどうしてこのだわりのできるのは、現在でも官房長官は大臣にすることができるといふわけですが、橋本官房長官が力説されるほど官房長官が大臣でなければ非常に仕事やりにくいといふこととなら、次のときに官房長官を國務大臣にすればよろしいのであつて、増員ということとは私は切り離して考えなくてはならないと思ひます。その点はどうか。どうもその点が私ははつきりしないんだが……。

○橋本政府委員 どうも私個人にひつかかつてくるものですから何とも答弁しにくいのですが、臨

調の考え方にもありますように、やはりこの内閣という重要な調整の役目をする以上は、やはり国務大臣を充てるんじやなくて、国務大臣でなければならぬということのほうが、これはやはり筋道はそうだろうと思ひます。私が適当であるかどうかは別として……その意味で、やはり国務大臣であるべきであるという見解には変わりはない。それならばほかのやつを持ってきたらいいじゃないか、こう言いますが、やはり一つの省を扱うということになれば、国務大臣としての発言がなければ、その省の予算その他の問題から考えても、やはりむずかしい問題があるとも考えますので、まあ官房長官が国務大臣であるべきだという見解は、やはり臨調と私も同じような考え方を持っておる、こういうことであります。

○田口(誠)委員 福田行政管理局長官は、十二時何分から退席しなければならぬのですか。

○福田(篤)国務大臣 実は十二時に招集しているものですから……

○田口(誠)委員 本案を審議するには、行政管理局長官が見えなければどうも審議がむずかしいわけなんです。がしかし、どうしても席を立たなければならぬということになりますれば、これを私どもがとめることもどうかと思ひますので、席を立てていただいてもけっこうだと思ひますけれども、十二時に席を立てて何時にお帰りのになるのですか。

○福田(篤)国務大臣 一時半ごろ終わると思ひますが、そのあとは……

○木村委員 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○木村委員 速記を始めてください。

午後一時半まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時四十五分開議

○木村委員 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。田口誠治君。

○田口(誠)委員 いままでの質問の過程でいろいろ答弁をしていただいた中で関連があつてお聞きをしたかと思ひますのは、現在内閣官房には副長官が二人おられるわけですが、副長官は内閣官房長官を総体的に助けるというところになっておる。今度の法案の中で、報道官とか調整官というのは、予算上から見ても、副長官格になっておるわけですね。結局副長官が四人ということになるわけですね。そうなりますと、現在の二人の副長官は全体的に補佐するというところになるのだから、新しくできるところの報道官とか調整官の仕事に対してはやはり協力をしてやるものかどうか、この辺のところはどういうようになっておりますか。

○橋本政府委員 ただいまお話がありましたように、現在副長官二名おられるのですが、法律用語をもつてすれば、二人がひとしく官房長官を補佐するということになるわけですが、実際問題としては、皆さん御承知のように、国会議員出身の副長官もしくは政務次官は、政務を分けて担当しておる。それからもう一人のほうの事務関係の副長官は、いわゆる行政事務の面において担当する。形式論は、設置法がいうところのものは、二人がひとしく長官を補佐する、また一面においてこれを代理することができるとは、今度の報道官及び内閣調整官は、名の示すとおり、御承知のようにいわゆる給料等の待遇は副長官並みでありまして、仕事の面ではこの法律が示しますように、報道官は報道の面において長官を補佐する、一方は内閣調整機能の面で官房長官を補佐する、こういうことになります。したがって、現在の二名の副長官は全体的に官房長官を補佐しておる、こういう内容の違いはあります。ただ、同格といひましても、給与体系が同格であつて、いわゆる職務担当の面では相違がある。その点の一部改正法律案の中でも明らかにしておりますので、副長官と同じ形において官房長官を補佐するといへば、それは違ふ。報道官は報道の面でこれを補佐し、同時にまた内閣調整官は内閣の調整機能の面でこれを補佐する、副長官はそれらをひっくるめて全体的

にこれを補佐し、かつまた代理することができ、かように御理解願つてけっこうだと思ひます。

○田口(誠)委員 他省の政務次官と事務次官との関係のようなのですか。

○橋本政府委員 他省におきましても、政務次官、事務次官といひましても、いわゆる補佐の形式上のものは同じだと思つております。これは私もその設置法はまだよく勉強しておりますが、内閣法の場合は、明らかに官房副長官といふのは同じ立場でこれを補佐する。ただ、実際上の面からいへば、先ほど申しましたように、一方が実質的には政務を担当せしめておる面で補佐しておる、もう一方の人は行政事務的な面でこれを補佐する、こういう実質上の面を預かつておるといふことでございます。

○田口(誠)委員 そこで、まだちよつと明確になりませんが、現在ある副長官二名と新しくできる報道官と調整官は、副長官格ということですか。副長官という名称は使っておりませんかけれども、副長官といふことですか。そうなりますと、これは全体的な面から長官を助けるということになりますので、そうでなしに、仕事の分布を法律で定めるということになりますと、現在の官房副長官も何らかのかつこうをつけなければおかしいことになる。その辺のところはどうもはつきりしておりません。

○橋本政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、二人の副長官は、内閣官房長官の仕事全体について補佐の役目を持っておる。今度設定いたしますいわゆる報道官もしくは内閣調整官は、その仕事の面において官房長官を補佐する、こういう形になります。それでは現在の二人の副長官は報道もしくは調整の意味で補佐する必要がないかといへば、これも全体の意味においてはもちろんその任務を持っておるわけでございます。今度与えられた人は、その面においてのみ補佐の責任を持つ、こういうふうな御理解願つてしかるべきかと思ひます。

○田口(誠)委員 内閣官房の事務量の増大によつて今日の法案が出されたということは、先ほどの答弁で明確になつたわけですね。そうしますと、現在ある二人の副長官の場合には、全体的に官房長官の補佐をしておるのですけれども、それでも内容的には仕事を大まかに分けて仕事をしておられるわけですね。そこで、今度は、報道関係と財政経済の関係は、報道官と調整官が受け持つということになります。そうしますと、その残りのものは何をやるのですか。

○橋本政府委員 内閣官房の職責を申しますと、もちろんこれだけではありませんで、その他の職務がたくさんあるわけでありまして、もちろんこのうちの二つは、相当重要な仕事の内容でもありません。官房長官が病氣等で欠席する場合に補佐し得る者、代行というか、代理し得る者は副長官である。報道官もしくは調整官は、代行しないわけですね。しかしながら、副長官は、もちろん内閣調整の事務及び広報の事務をも補佐するといふ、一面の役割も持っております。ですから、実際上の運営で申しますれば、十四の閣僚協議会ができておる。一回の閣僚協議会を開くためには、その下にある幹事会といふものを数回開かなくてはなりません。したがって、一人をもつてしてこれをやっておるということとは、結局能率の上においては十分な効果をあげることができないことは、御承知のとおりであります。十四もありますれば、一カ月に一回のものをやりましても、一回の閣僚協議会を開きますためには数回の幹事会をやりますから、なかなか全般的に回りかねる。これは今度一部分を調整官が——一部分といひますか、原則的に調整官を置きますれば、財政経済の問題を内閣調整官がお手伝いたしますれば、この事務量といふものはかなり整理することができるようになります。そういう意味で、いわゆる副長官の任務は、まず官房長官を全体的に補佐する。もちろんその中には、いま申したような報道、広報、並びに経済政策に関する調整というものも含まれ

ておりますが、なお、この事務量を整理していくためには、この二人を置くことによって能率化することができ、かように考えておるわけであり

ます。

○田口(誠)委員 提案理由の説明の中に明確に書いてありますように、内閣調整官及び内閣報道官の身分の取り扱い等については、これは官房副長官ということになり、官房副長官と呼ばないだけで、身分は官房副長官です。官房副長官が四名になる。四名になつて、二人は官房長官を総体的に助ける仕事をやっておるけれども、他の一人は報道関係、一人は財政経済の関係を担当する、こういうことになっておると、現在ある副官房長官は何をするかということになると、残りの仕事をすることになる。残りの仕事をすることになる。これは政務と、いろいろな関係を担当する場合もあり、いろいろあるわけですが、四人つくるということになれば、明確に事務の所掌を分ける必要があると思ふのです。そこで、分けないのが二人と、そうして仕事の所掌事務を明確にしている副官房長官が二人あるということ、どうもこの辺は、法案はつくつてみたけれども、ややこしいわけなんです。これはあなたのほうでちょっとおかしと思われただけでなしに、この法案の内容を見てどうも受けてとめにくい、こういうように言われておる人がだいたい多いわけです。だから、それだけにこの点を明確にする必要があるのではないかと、思つておりますが、どうですか。

○委員(長退席、辻委員長代理着席) 橋本政府委員 こまかい点は他の政府委員から説明させてもらいますが、いわゆる法律用語で身分と職責とは違ふように思ひます。身分は待遇上の問題だと思ひます。したがつて、それが副官房長官と同じ待遇であることが、職責まで混同されることは考えておりません。たとえば、大臣の給料も同じであるが職責は違ふというところもありますからして、先ほど申しましたように、副官房長官は全体としていわゆる官房長官を補佐する。そうし

て報道官並びに内閣調整官は、その職責について、改正法の中に入れてありますように、「内閣調整官は、第十二条第二項の事務のうち財政経済政策に関する総合調整に係るものにつき、内閣官房長官の職務を助ける。」この明確に職責はうたつてあります。また、「内閣報道官は、第十二条第二項の事務のうち広報に係るものにつき、内閣官房長官の職務を助ける。」このようにうたつてあることは、何も副官長官を四名置いたことにはならないといふように考えておりますが、法律用語は詳しくありませんので、身分といふことが職責といふことを一緒にしておるかどうか、これは政府委員から答弁させます。

○高柳政府委員 内閣官房副長官の職責の中には、十二条に掲げられております内閣の官房の事務のうち、財政経済、広報のほか、いわゆる内閣の庶務的事項、人事、総務、会計、こういう事務もございいます。それからもう一つは、内閣調査室というものがございいます。調査関係の事務がございいます。今回設けられる内閣調整官は、その十二条のうちの財政経済政策に関する、内閣報道官は広報に関する、この二つでございいますので、一応縦割りにいたしますれば、内閣官房副長官の、もっぱら調整官、報道官以外の事務で残される事務には、そういう事務があると思ひます。またしかし、内閣官房副長官は、調整官、報道官の事務についても、それはその他一般の政務、内閣調査関係の事務との関連においても、当然関与しなければならぬ。またそういう判断を加えなければならぬ立場にありまますので、一般的に財政経済政策についても、広報についても、関与していく、こういうこととてございいます。

○田口(誠)委員 そうしますと、調整官が財政経済関係を担当して、そしてそのほかの仕事をやっておる場合に、報道官以外の二人の副官長官がその仕事も手伝つてやるといふことですか。

○高柳政府委員 手伝つてやるといふことは必ずしも

適当でないと思ひますが、それが財政経済政策に關して行政の分野だけで問題が解決する場合に、専門的な調整官が解決して済む、官房長官を補佐して済む場合もございいますが、事柄によっては、それが政務にも関係する、また国会の問題としてまたは党との問題において処理、判断をしなければならぬといふときには、当然政務担当の官房副長官とも共同して官房長官をお助けするといふことはあると思ひます。

○田口(誠)委員 一つの仕事をやる場合に、いわゆる副官長官が四人おれば、報道関係を担当してやる人も合議に加わる場合もあるでしょう。あるでしようけれども、それは軽い考え方であつて加わるわけ

なんです。それはあくまでも報道関係は報道官、それから財政経済の關係は調整官、こういう仕事の分布をしておりますので、いろいろ官房副長官が會議等をやられる場合には、もろもろの問題が議題になつて、そこに参画されるであらうとは思ひますけれども、しかし、仕事の分野といふのは大きく分けられております。そうしますと、あと二人の場合も、ほんとうに官房長官を助けようとするれば、仕事の分野を法律的にも明確にあらわしておかなければおかしと思ひます。いままでの答弁を聞いておると、報道官、調整官といつても、これは一つの事務屋のようなものであつて、しかし、事務屋ではあるけれども、これは一つの身分、官房副長官と同格に見られておるのだから、同じ格でいろいろ問題の討議、検討に加つて官房長官を補佐する、こういうことになるように受け取れるわけなんです。どうもそこそこ、私ははつきりつかめないわけです。どうもこの報道官それから調整官が必要だといふことなら、私がいま申し上げましたような方法をとり、私がいま申し上げるに大きく力が発揮できるだろうと思ふのです。そういう点をそのままにしてあるのは、どういふことですか。

○竹下(登)政府委員 いまの田口先生の御質問であります、内閣調整官は、内閣官房副長官と同

様、直接に内閣官房長官の職務を助けるということとであります。したがつて、内閣官房副長官にもちろん隷屬するものでなく、これと並列し、かつその身分、取り扱い等については、全く同様であります。ただ、先ほど官房長官が申し上げましたように、内閣官房副長官、すなわち今日の私の立場で申しますならば、内閣官房の事務のすべてについて内閣官房長官を二般的に補佐して、そうして調整官、報道官は専門的に補佐していく。だから、広い狭いでも申しましようか、補佐の範囲で申しますならば、広い狭いの關係がございいますし、また補佐の深度の問題については、非常に専門的に補佐するから、一般的と専門的との違いが出てくるであらうと思ひます。

○田口(誠)委員 私、臨調答申というのが頭の中にあるので、ときどきそれに関連をして質問を続行しておるわけですが、國務大臣といふのと各省大臣といふのは、一体どういふ仕分けをしてお考へになつておられるか。これは福田行政管理官のほうからお伺ひをいたしたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 政府委員より答弁させていただきます。○井原政府委員 國務大臣は、内閣を構成するメンバーの立場の大臣でございいます。各省大臣は、行政長官として行政事務を分担、管理しておる長官でございいます。そういう立場で、立場が違ふわけ

○田口(誠)委員 そうなりますと、日本の行政機構を専門的に処理できるというのは、これは福田行政管理局長官だけだと思ひます。国務大臣は別だ。そうなりますれば、臨調の答申等をいろいろ行政監理委員会で検討してもらつており、また行政管理局のほうでも検討しておるのだが、なおいまはその検討中であるので、ここで発表はできないが、半年くらい先になれば結論が出るだろうというお話があつたわけなんです。そこで、いま各省大臣と国務大臣の關係は明確に答弁されましたが、大臣の数をふやすということは、これは総合調整をますます困難に追い込んでいくことになる、私は判断をするわけなんです。その点は臨調のほうでも、できれば現在の關係数を減らす必要があるけれども、いまの現状からそういうことを持ち出してみても実現不可能だから、現状よりはふやさない、こういう考え方をまず出しておるわけなんです。だから、先ほど委員会を休憩したときに、竹下官房副長官と難談をいたしておりましたら、現在実際に担当をしておる仕事を国務大臣をもつて充てようとする、二十二くらいあるのだ、こういうことなんです。だから、今年は一人の増員であるけれども、そういう考え方からいきますと、二十二になる、場合によっては二十五人にもなるわけです。そうなりますと、結局臨調の考え方も私は同感ですが、大臣の数がふえることは総合調整に大きな支障を来たすというところは、これは明確であるわけです。いつかの閣議でございましたが、佐藤総理が、この閣議は各省の担当長官という考え方でなしに、内閣全体を考へておるところの国務大臣としての考え方でいろいろ発言をし、検討をしてもらいたい、おそらく予算編成のときだつたと思ひますが、そういう発言を佐藤総理がされたということが新聞に出ておりましたが、全くそのとおりだと思ひます。そのとおりだと思ひますが、それぞれの各庁がありまますが、その長官を国務大臣をもつて充てるといふようなことになりますると、それぞれの長官がセクトが出て、そうして予算編成のと

きにはたとえ百万でも五十万でも予算を多く獲得して、そうして自分の担当しておる省の行政をアピールしたい、また国民の要請にこたへた仕事をしたいという気持ち一ぱいでありまします。これは予算のふんどり合ひといふことは、必然的になるわけなんです。それが十八人でふんどり合ひをやる場合と、二十二人でやる場合、二十五人である場合は、これは総合調整をやる場合に、二十二人、二十五人といふことになりましますと、よいけい困難になると思ひます。こういうことを考へて臨調の考え方が出されておるわけであつたので、私は先ほど二十二名云々といふことも聞きまして、こういう考え方からいきますと、二十二名までは大臣をつくらうといふのだといふようなことに、必然的にこれはなりやしないか。そうすると、いま一番隘路とされておるところの内閣の強化、その中でも内閣の総合調整といふことが困難になるのではないか、こういう危惧を抱いたわけであつたと思ひますが、そういう点については、福田行政管理局長官はどういうようにお考えであるか承つておきたい。

○福田(篤)国務大臣 二年七月にわたる臨調の検討の過程におきまして、中間報告的な一応の思想の発表があつた。正式な発表ではありません。中間報告的には、いまおっしゃつたような關係の数を減らすことが望ましいという方向である。結論では数に触れませんが、ただ官房長官としては副総理級の国務大臣がしかるべきであるといふふうに触れてゐる。一般論といたしますと、やはり総合調整する対象の問題の内容によつて、いろいろ違ふと思ひます。したがつて、ただ数だけで調整の困難、容易といふことは言えませんが、一般的にいへば田口委員の御指摘のとおりと思ひます。やはりあまり細分化、専門化しないとは言へると思ひます。したがつて、臨調の結論としては、数につきましては明確な結論は出してないわけであつたと思ひます。

○竹下(登)政府委員 田口先生の御質問の中で、

私と難談しておつて云々というお話が出ましたので、その点だけ明確にいたしておきたいと思ひます。私が申し上げましたのは、内閣法施行当時は、省の数が十あまりない、必ず国務大臣をもつて充てなければならぬといふ機關は、経済安定本部長官とそれから物価庁長官、この二つであつたわけでありまします。ただ今日は省の数が十二になつたわけであつた。それから国務大臣をもつてその長に充てる他の機關の数が、いま十になつておりました。すなわち近畿圈、首都圈、国家公安委員会委員、長、北海道開発庁長官、そのようにして十に機關がふえておられますので、その数を合わせればたまたま二十二になるわけでありまして、二十二人にするのが好ましいといふは、私も率直に言つて思つておりません。ただ、たまたまそれを合算すると、二十二の国務大臣をもつて充てるポストがあるといふ意味で御説明を申し上げた次第であります。二十二人までは将来大臣の数をふやすべきであるといふ考え方はないことを申し上げておきます。

○田口(誠)委員 そこで、現在は国務大臣の定数は十八名、それを分けて申し上げますと、各省大臣が十二名、それから国務大臣をもつて充てることのできる行政機關の長が九、それから現在の国務大臣をもつて充てることのできる行政機關の長、これは官房長官ですね、これが一つ、結局二十二といふことになるわけです。

〔辻委員長代理退席、委員長着席〕

そこで私の申し上げておるのは、いづれや大野伴睦先生が国務大臣のときに、北海道開発庁長官を専門的にやつておられました。いまは北海道開発庁長官は兼務をしておられる。別に差しつかえはないわけなんです。福田行政管理局長官が兼務しておられても、別に支障はないわけですね。そうなりますと、私は前へ戻りますけれども、官房長官がほんとうに国務大臣でない仕事をやりにくといふことと云々なら、現在でも国務大臣をもつて充てることができるのだから、他の長官を兼務をしてもらえば、官房長官のほうへ大臣のいすが一

つあいて回つてくるわけで、こういう操作ができるわけなんです。だから、どう考へてみても、伴睦先生が北海道開発庁長官をおやりになつてみえるときも、福田行政管理局長官が兼務をしておいでになるときでも、別段変わりはないわけなんです。そう考へていきますと、私の申し上げた理屈は通るわけなんです。だから、新聞でも指摘しておられますように、大臣インフレといふようなことが書かれておられますが、そういうことになつては、これはまことに国民に対して申しわけないと思ひます。繰り返すことでございまして、けれども、ほんとうに内閣官房長官が大臣でない仕事をやりにくいといふことなら、ばくは大臣になつていただいてもいいと思ひますが、定数だけはふやしてもらつては困るので、どうですか、この辺のところは。両長官にお伺ひいたします。

○橋本政府委員 いまわが國の国務大臣の数の十八名といふのは、そうインフレでもないのじゃないかと思ひます。イギリスのような國を見ましても、あるいはインドネシアといふのは特別ですが、六、七十人もいますから、特別ですけれども、ただ、いまの國際情勢及び國內の行政事務といふものは、分化する傾向にある。これは専門的になつてきたのです。前のたとえば科学技術庁長官といふものは、文部大臣が兼務していたことがあつた。しかし、最近ではこれはできるだけ専任の大臣を置くことになりましたが、これは科学技術の面だけでも、日本の産業構造の上から見ても非常に重要な。やはり経済及び行政——経済が複雑になり、國民生活が多様多様になりまします。したがつて行政面でも多種多様、いわゆる複雑化を増してくる。國力が發展し、その國が文化的に進めば、どうしても行政機構といふものはある意味においては複雑にならざるを得ない。また、専門的に多様化するとも、私は必要だと思ひます。ただ問題は、ほんとうに根本から、一般の政治論から見ても、これは別の考へから、この内閣法の問題にかかわらず、一般的なお互いの

討論から言えば、別の考え方は根本的にはあると思います。たとえば会社等で社長、専務、常務といいますが、一種の国務大臣と言っているのと同じで、いろいろのものと、いわゆる平取給役というものがあつて、あるいはこの専務、常務というものを主にして、そこで実際上は従来取締役総務部長あるいは営業部長とかいったものを、取締役はやりないで単に営業部長というやり方もある。こういうことで、機構として将来いわゆる集中的のものをやっていくためには、少数のものをもち、いわゆる実力者といいますが、首脳部、そういうものを形成して、一方において行政長官を専門的に多数つくっていくという考え方もあろうかと思うのです。そういうことからして、いわゆるこの臨調の考え方が出てきたのだらうと思うのです。内閣を中心にして、内閣行政事務というものは一つの院内キヤビネットといいますが、その考え方があろうかと思ひます。そういうことについては、臨調の答申、方針を十分に尊重して、現在のところ行政長官のところにおいて引き続き検討を重ねておる。このいま問題になっておられる内閣法の一部改正の問題は、現実には激増してある仕事、これをどうしては処理したい。いま田口さんのおっしゃることは、ほかの国務大臣を持ってきてやればいいじゃないか、こういうことですが、いま申しましたように、いまの国務大臣を一名ふやすことが、日本の行政の多種多様性、日本の経済上の発展、国力から見て、決してインフレではない。他の国と比較したとしても、決して多い国務大臣ではないのでありますからして、さような意図は持つておられないのであつて、より能率的な行政をやるためには、さような仕組みが必要である、かような考え方でやっておるわけでありまゝ。

○福田(篤)国務大臣 臨調におきましても、この点相当あらゆるデータを集めて、ずいぶん議論されたようでありまゝ。議事録を見、また実際に佐藤前会長にもいろいろ再度お伺いしたのであります。やはり非常にむづかしい問題で、いま官房長官が答弁したとおりでございます。絶対に、何人がいいとか、そういう具体的に判断を下すことが非常にむづかしい。いわば絶対論ではなくて比較論の問題でありまして、現在の時点における行政需要、また政治上の組織、そういう点から見ると、いま内閣法の一部改正で御審議願っていることが、一応やむを得ない処置だという考えを持つておられるわけでありまゝ。ただ、御指摘のいろいろな問題については、先ほどお答えしましたとおり、全然角度を変えての日本全部の行政需要の実態の調査に來月から入りますが、日本の体質改善あるいは一種の経済変革、政治の動向、いままでのような機構いじりに墮しやういふ観点から、一歩高い立場から根本的問題を掘り下げる計画を持つておられますので、信頼するに足る客観的な資料がそろひ次第、ひとつ結論を見出したい、こう考えているわけでありまゝ。現在のところ、何人がいいとか、あるいは具体的な数字までは差し控えたいと思つておられます。

○田口(誠)委員 私は、各省の大臣のそれぞれの受け持ちの仕事の内容からいろいろ検討しました。たとえば科学技術庁の長官は、まあ現在国務大臣をもつて充ててある。科学技術庁長官は、ほとんど一年交代で大臣が交代してある。この長官が全く専門的な放射能、原子力の問題のこまかい部分にまでわたつての知識を持つて、そして行政官庁としての職務をやつておるのではないわけなんです。いろいろ専門的な局長がいて、それぞれ案の案なり情勢分析をしたりして、そして仕事を集約して持つてくるものを大臣がさばくだけなんです。だから、たとへて言うなら、経済企画庁の長官と科学技術庁の長官と兼務しておつたとして、それで大臣としての仕事に大きな支障を来たすというものではないと思つておる。これは専門的にこまかいところに入つて把握をして指導行政を行なうという大臣ならば、私はその点は取り上げられる面があると思ひますけれども、最近の一年交代の大臣がそれぞれの専門の長官になつてやつておられる、その仕事の内容からいいますと、あえて専門大臣をつくる必要のないところが、私はなお二、三カ所はあるのではないかと、こう思ひますので、したがつて、官房長官が国務大臣でない仕事をやりにくいといふことになつておるのだから、他を削つて官房長官を国務大臣にする、こういう方法ができるのだから、こういう操作ができるのですから、やはりそういう方法をとつてもらうことが、かゝつて内閣の強化になり、内閣の強化の一番隘路は何かといふと、総合調整の關係でありまゝ、このことが容易にできるのではないかと、大臣をよけいづくるほど、これは非常にむづかしい総合調整といふ壁にぶつかるのではないかと、こう考えておるのです。が、どうもあなたの方で考え方が違つておるわけなんです。何でもいひから大臣をつくりたい——大臣になりたひといふ、官房長官の前だから、そういうことは失礼で言えませんが、これはまああつては失礼で言えませんが、大臣のいすを一名増員しなくても、私は、行政はうまくやつていけるのではないかと、こう思つておられます。その点どうですか。

○橋本政府委員 先ほど午前中の御質疑でも、副総理格といふようなお話が出たりなりました。が、身分においては国務大臣ですから同じですが、給料でも上げてくれれば実質的にはそうだと思いますが、ただこれは御参考までですが、建設委員会にかかつて、衆議院を通るかもしれませんが、中部圏開発整備法案という法案が、与野党一致で出ております。その中に本部長をつくるというところであります。その本部長はやはり国務大臣を充てる、こういうことになっております。いま田口さんがおつしやつたような意味です。もちろこれは政治的な国務大臣としての役割りもないことはいふから、国務大臣を充てるという事野党一致の御意見だろふと思つておる。が、かなり事務的な面が多いだろふと思つておる。科学技術庁長官は、やはりいま科学技術というものは単独なものでなくして、通産にいたしまして、建設にいたしまして、あるいは郵政にいたしまして、あらゆる方面に科学技術の尊重がうたわれ、また行政におけるウエイトというものは非常に高いんですね。したがつて、これが国務大臣でなくして、いわゆる単なる長官として閣議にも出られないといふ状態であつて、はたしてこの全体の科学技術を振興せしめることができるかどうか。ことに与野党もそうですが、社会党の皆さんも、科学技術は尊重すべきである、その振興をはかるべきであるといふお考えを承つておるわけでありまゝ。そういう意味から、いわゆる国務大臣として待遇することとは当然である。ですから、将来、先ほどのいわゆる中部圏の問題ではありませんが、その他の他においても行政事務の分化といふものが行なわれるだろふ。しかし、もちろんできるだけ国務大臣をふやさずして、類似の仕事は一人の国務大臣が兼務するといふことは可能であらうと思ひます。たとえば中部圏の問題、近畿圏の問題、あるいは首都圏の問題、これはさような意味で建設大臣が兼務しておる。ところが、行政長官を国務大臣にしないで行政事務だけをやらしておくと、ことになりますれば、これはいわゆる行政の仕事は實際上できません。官房長官はうしろに総理大臣がおるものでありますから、ある意味においては今日までやつてこられたわけですが、ただ實際上の理屈の上からいへば、これは国務大臣との折衝が官房長官の職務でありますから、しかも実際調整をなさる——皆さんも官房長官のところに行つて陳情等がおありになるので、その意味では資格を与えておいたほうが仕事やりよい。御了承願ひたいと思ひます。

○田口(誠)委員 私は、資格を与えることに反対してはおりません。それは国務大臣をもつて充てるといふことになつておるんだから、必要なら充てたいだつていふことなんです。ただ、それは、不必要だといふことなんです。その一つの例を科学技術庁にとつたんです。それはいま官房長官がお話しになつたように、あの答弁どおり科学技術庁の關係はきつめて重要であり、私どもも

その成果をあげてもらわなくてはなりませんので、その点は何も異議はございません。ございませんが、その長官大臣が、一年交代に交代して何がでできるかということ。どれだけ勉強ができるかということ。とですね。その大臣の任期の關係も、やはり臨調ではいろいろ問題になっておりました。こういうようなことも考えてもらわなければならぬ。ということ。と、六カ月後に出てくるものは、どうい内閣強化のものが出てくるかわかりませんけれども、こういう点を現在兼務しておられる福田行政管理局長官、北海道開発庁長官が、どうお考えになっておられるか、自分の体験からお話を承りたいと思います。私は何も支障はないと思う。

○福田(鳩)國務大臣　先ほどいろいろなお答えしておりましたとおり、数の問題でありますから、なかなか微妙なものであります。ソ連邦が約四十名、それから主要民主国家も大体二十五名から三十名、数からいえば、日本なんか一流国家としては一番少ない部類に属します。しかし、今後の行政のあり方、そして内閣の機能強化という問題については、いろいろな点で、断定的にいま何人かいいとか、そういうことを申し上げることは差し控えたいと思います。先ほど来申し上げますとおり、あらゆる資料をそろえて、臨調の精神をくみながら妥当な、適切な結論を出そうと、いま検討中でございます。

なお、官房長官の国務大臣問題につきましては、官房長官自身がしばしばお答えしているとおりで、われわれ今日の政治の段階においては、より適切である、便利である、また効果もある。これは絶対論ではありませんので、比較論としては認をいたしている次第でございます。

○田口(認委員) 官房長官を國務大臣にすることの便利云々については、大同小異、これはそんなに問題ではございませんけれども、せっかく國務大臣になるならば、これは一番隘路とされているところの内閣の総合調整の役割りをやっていただく必要があるのではないか。その役割りを若干職務の上においてやらなければならぬ内容になっ

ていなければならないという
ことなんです。そこで、國務大臣になればやりい
かといえ、これはよく別段やりよくなると思
われない。やりよくなるということならば、これ
は午前中に申し上げましたように、副総理格の國
務大臣ということになりますれば、予算編成當時
の調整等もこの場でやれるわけでございますの
で、そこまで進んだ場合には、私は成果がある
と思いますけれども、現在のままで、ただ國務大
臣にしたということだけで大きな成果があるとい
うようには、考えておられないわけなんです。福田
行政管理庁長官は、こういう内閣法の改正が出て

おり、定員増というのもしぶお認めになっているのだから、この場で、私は反対である、行營のほうでは反対だというような答弁はできないだろうから、いまのような抽象的な答弁をしておいてはなりませんけれども、これは実際に理論的に考えていただければ、反対だということは明確であるわけです。これはいままでの、この法案を出すまでのやりとりの経過を聞いてみましても、やはり反対だということで、最後にはやむを得ないから、とにかく官房の業務が非常に繁雜増大をしているのだから、これを消化させるために、この際調整官あるいは報道官を設置し、そして大臣をと、こういうことなのですが、それだけで大臣ということは、これは一番の問題の点ですが、それ

とうに力を發揮するには、副総理格のものでなければ、これはなかなか思うようなことにはならない、こういうことになるわけでございますので、そういう点について、もう少し私は、大臣になったのとならぬのとどこでどう違うのだ、こういう仕事がこうしやすくなるのだということを具体的に示していただきたい。私どもも、せっかく出された法案ですから、質疑の中で十分に答弁をお聞きしてこの法案の処理をいたしたいと思うので、これはまじめに聞いているのですから、その点をくんでひとつまじめに答弁をしていただきたい。

○橋本政府委員　ただいまの田口さんのお話で、内閣官房がいかに忙しいかということは御理解願ったし、したがって、報道官及び内閣調整官が必要であろう、気の毒だから必要であろうという意味での御理解と御了承を願ったことは、まことに厚く御礼申し上げます。問題はもう一つ残っているのですが、國務大臣の点は、これは田口さんが官房長官になってみなさればわかると思うのですが、とにかく内閣官房長官が扱うのは、この法律の中にもありますように、内閣にかかわる重要な事項について、こういうことになっております。相手はみんなやはり國務大臣なんです。いわゆる事務段階とか、國務大臣同士で、たとえば郵政大臣なら郵政大臣と大蔵大臣の中で調整のつか

務ではありませんけれども、その調整の役を買って出て、最終的には判断を下すわけです。こうしてはどうか、こういう最終的な判断を、官房長官は現実の仕事としてやってまいっております。そういう意味で、官房長官の資格というものとは、やはり大事な条件の一つであろうと思うのです。もちろんこれは、その人によっていろいろな問題がありましようけれども、いやしくも最近における官房長官の職務から考えてみて、この資格においてもそれを伴うことが内閣調整の仕事を十分に達成せしめるゆえんである、かように考えておるわけであって、なくともできるのじゃないかとい

格は、私ができるのではないのでありまして、皆さんのほうでおきめ願えばよろしいように承ります。その意味において、何といつても国務大臣をつけていくことが、仕事においても能率化され、また仕事がいりいいということは、御理解願えらうと思います。

○田口（誠）委員　ただばくらが、官房長官が国務大臣になったら、仕事をしてもらうには副総理格が必要だということは、その前提があるわけなんです。その前提というのは、仕事のやれる法律的な根拠をつくっておかなくちゃならない。それには、いまの調整官という財政、経済を取り扱うこの部署が、これは予算編成のイニシアをとるとい

うことになっておられないわけなんです。この場で予算編成までのイシニアをとって調整をするという事になっていけば、勢いその国務大臣が、これはほんとうに総理の代行ができる国務大臣として置くことが必要であるということになりますけれども、これはいろいろと行政管理局あるいは監理委員会等の意見も聞かれて、また話のやりとりもされた結果、そうならなかったわけなんです。だから、単なる事務増大によるところの、事務を消化する上においてこういう機構を新設するのだ、こういうことなんです。それでは大臣になってもむだである、私はこう申し上げておるわけなんです。

そこで、国務大臣というものは、先ほど御答弁がございましたし、国務大臣と各省大臣との関連性をお聞きいたしました。国務大臣としての閣議に出たときの態度というものは、これはたとえて言うなら、建設大臣が道路行政に今年のワク内の予算を使うのか、あるいは住宅関係に使うのか、こういうようなときに非常に迷ったり、陳情攻めにあたりたりする場合があるわけなんです。こういうときに、国務大臣というものは、総合的な立場に立つて、それではこれは道路行政本位でいきましようとか、青少年対策に力を入れましようとか、こういうことが閣議における国務大臣としての態度、閣議での発言でなければなりませんけれども、どうも閣議の内容を聞きますると、セクショナルな点が多く出ているように感じます。こういうことでは、せっかくその仲介役をしたり、そうして閣議へ持ち込むまでの前段の仕事をしていたら、官房長官が、国務大臣になつたら、これはあまり用をなさぬのではないかと、こう考えられますので、こういう点を解決してもらうには、やはり福田長官の手元でやってもらはなくてはならぬわけなんです。いまの六カ月後に出されようとして検討されておる検討内容は、たゞいま私の申し上げましたような点が消化されるような方向に行つておるのかどうかというのを、ちょっと早いですけれども、念を押しておきたいと思ひます。

○福田(篤)国務大臣 御意見は、貴重な参考意見として拝聴いたします。

○田口(誠)委員 福田行政管理局長官は、きわめてことばの数が少ないだけに、この法案に対しては非常に苦しい立場に立つておられる。その立場は私は了解をいたします。了解をするだけに、先ほど来私が、各新聞社が社説とか、あるいは論文なり一般記事で出しておりましたように、この法案ぐらゐいろいろと文句をつけられておる法案はないわけなんです。先ほど申し上げましたのは、中央新聞を切り抜いてきて申し上げましたけれども、私のほうの地元の中部日本新聞社にしても、朝日新聞にしても、こういうような問題については、それぞれ適切な主張をいたしておるわけなんです。したがって、それだけにこの問題に対しては、私もほんとうに効果のあるような行政改革を行ないたいという考えから質問を続けておるわけでございますので、その点はまじめな態度でひとつお答えをいただきたいと思ひます。

そこで、報道官というものが今度できるわけなんです。報道官というのができますが、よく心配をされておりますことは、内閣官房に報道専門の官房副長官ができるということになります。これは場合によつては言論の抑制、圧迫というやうなところまでいくのではないかと、戦前のことも頭に浮かべながら心配をされておるわけなんです。こういう点については、この際明確にしておいていただかなくてはならないと思ひます。

○橋本政府委員 これは法案の中でも明らかにしておりますように、「第十二条第二項の事務のうち広報に係るもの」ということで、新たに仕事の内容の付与によるものではあります。従来の第十二条第二項による広報にかかわるものというところでは、従来の仕事に特別な任務を与えるものではない。実情を申し上げますと、最近、御承知のように、内閣総理大臣を訪問する外国人も非常に多いのであります。また、いわゆる官房長官がしゃべるべき場合も非常に多いのです。現在大体の記者会見の時間は、正規のものが、原則として十時半、十二時、四時、夜の九時、四回あります。そのうちで、もちろんこれは官房長官がいろいろ会つて、記事のバックグラウンドになるようなこととまで話さなくてはならぬような場合もありま

す。そうして総理に会う人も、いろいろ多様な人がありますから、その場合の報道に關しますと、もし一切がつかない私が総理大臣が外人もしくは皆さんにお目にかかるのに立ち会うというのは、皆どうもこれはほとんど仕事になりません。したがつて、ものによつては報道官が私のかわりに総理の会見に立ち会つてその報道の仕事をつかさどるということが、事務上からいくと、實際上のあんばいになるわけでありま

す。この法に規定してありますもの以外に、しかもこの法律が従来やつております「広報に係るもの」というだけでもつて、決して新しいものを全然付加しておりませんので、いわゆる報道管制とか、あるいは報道に対する言論の自由を圧迫するとか、さうなことは絶対にあり得ないことでありまして、私自身もいわゆる自由主義者でありますから、ものは自由にしゃべるというたてまえで、決して隠したりしておるようなこともありませんので、さうな御心配は全くないかと御了承願つてつこうでございます。

○田口(誠)委員 その点は、たゞいまの答弁どおりであればいいと思ひますが、とかく戦前のことも頭に浮べたりして心配をされておる向きがありますので、たゞいまの答弁の範囲内を出ないやうな管理をしていただくことが、もしこれが通るとすれば、必要だと思ひます。そこで、行管のほうに念を押してお聞きしておきたいと思ひます。

行政監理委員会のほうでいろいろと検討をしていただいており、先ほど答弁のありましたように、ほとんど常動をさせていただいておる方もあるわけなんです。こゝでできた方針というのは、福田長官のこの行政管理局としては、その結論を受けて立つというものが基本になつておりますので、大体そういう方向はおとりになるかと

うかということも念を押しておかなければ、ちょうど昭和四十一年度の予算編成のときに行政監理委員会のほうから出された方針と、そして本案と少しく相違のあるところがございますので、この点も私は明確に確認しておきたいと思ひます。

○福田(篤)国務大臣 行政監理委員会の委員長を行政管理局長官は兼ねております。したがつて、委員会の決定については委員長としても責任があります。同時にまた、行政監理委員会の性格の問題ですが、他の審議機関あるいは調査機関と違ひまして、諮問に答えるだけではなくて、みずからの發議で行政管理局長官を通じて総理に進言し得るという積極的な役割を持ち、権限を持たされております。したがつて、監理委員会の決定につきましては、尊重ないし尊重以上の効力と申しますか、責任を私どもは持ちまして、実行するつもりでございます。

○田口(誠)委員 そこで、先ほどちよつとお伺ひしたわけでございますが、昨年の十二月の二十三日に行政監理委員会は、四十一年度の予算編成にあつては、昭和四十年度に引き続いて、四十一年度以降欠員のあつた場合でもこれを補充しない、そして各省間の配置転換によつて処理する方針が打ち出されておる、また閣議においても、部局の新設、増設はしないという決定も、昨年行なわれておるわけなんです。そういう中において、非常に問題になるところの、この内閣法の改正をこれだけお認めになつたということは、先ほど答弁はただいま申し上げたけれども、あの程度のことでは行政管理局長官としてお認めになるところは、少し軽率ではないかと、こういうやうにうかがわれたわけなんです。将来のこともありま

すので、もう一度その点をほつきりしておいてもらわなければ、監理委員会の結論としては、基本方針としてそれを尊重するということになつておる。同じ長官が委員長をやつておいてになるのだから、その結論を踏襲するといふお考えでございませうけれども、今回の内閣法の改正だけは、どうもそれとお裏行されておらない向きがございま

すので、その点をやはり明確にしてもらわなければ、何回りつばなことを答弁されても、實際的にそうした行動がなされないということになります。せつかつつた行政監視委員会の成果も何にもならないことになりまうので、特に行政監視委員会をつつた経緯は、一番最初官房長官が申しましたように、臨調答申というものがあつたけれども、しかし、これはなお行政監視委員会において、そのことも含めていろいろと検討していただいて、そうしてつばな結論を出していただいて、それを具体的に法律化をしていくのだ、こういうことでございませうけれども、そうなるおらなから、私はどうもおかしいと思ふのです。その点をやはり明確にさせていただきたいと思ひます。

○福田(黨)國務大臣 午前中の委員会でお答えしたとおりでありまして、原則としては、四十一年度予算編成方針に対する原則の柱を立てまして、しかし、やむを得ないもの、あるいは必要にして緊急的なもの、これは例外として定員増なども認めております。特許庁あるいは公取委員会、こまかい問題であります、看護婦の問題といったようなことは、例外的にむしろ大幅な増員をしていく、こういう点でありますから、この問題も最初お答えしたとおりでありまして、内閣機能強化という臨調の論旨からいへば、われわれは反対なんでありますが、単なる官房の事務増に対する行政措置という点につきましては、賛意を表したわけでありまう。

なお、少し話はくどくなりますが、われわれはいわば指揮権、命令権的な司法権的な力のない並列的な官庁でありますので、私どもの立てた原則なり決定がそのままに行なわれぬ場合も、やむを得ず想像しなければならぬ点もございませう。先ほど官房長官の言われた中部圏の開発の問題につきましても、行政監視委員会は行政機関としての整備本部の設置には絶対反対だ、しかし国会の決議でやむを得ず認めた、こういう例もあるわけでありまう。しかし、あくまで原則は原則として今後

も忠実に最大の努力をいたしたいと思つております。

○田口(誠)委員 そういふ点は、川島正次郎先生が官房長をしておいでになるときに、相当の各省の抵抗があつても、つばな行政機構の改革をやらなければならぬ、やつてみせろという態度をお示しになつたわけだ。したがつて、行政監視庁長官は、これも副総理格でやらなければならぬのではないかと、このことは、いま福田長官がお話しになつたように、われわれとしては絶対反対だつたけれども、こう押し切られた、こういうことでございませう、それは私はだめだと思ふ。ほんとうの日本の行政の隘路打開、すなわち行政改革、これは各内閣がなそうとなせなない問題であるわけだ。なそうとなせなない問題

うことは、各省ごとに相当セクト的なものがあるといふこと、それからもう一つは、監視委員会なりあるいはいまの臨時行政調査会なりが、あれだけ真剣に取り組んで結論を出したものを、聞くところによりまうと、官僚の方が、これは内部事情を知らぬ者がこういう結論を出したのだ、こういうふうなことでございませう、それではないことを聞いておるのでもございませう、それではないです。官僚は官僚としての感覚でものを処理しようとし、あるいは政治家は政治家としての立場において処理をしようとしたときに、官僚と政治家が衝突をして、そうして現在の場合では、先ほど来申しておりますように、どの省の大臣を例にとつてみましても、内容はわからぬから政府委員に答弁をさせます、局長から答弁をお聞きすると、内容がよくわかつておる、こういうふうなことなんで、それでも一年一年に交代なんです。選挙交代なんです。こんなことでは、私は絶対にいけなないと思ひます。それを私が二年交代にせよ、三年交代にせよといふことは、思つていても、こういう場での主張はできませんけれども、いまの実態を何とかやはり変えていかなければならぬといふことだけは、これはどの政治家もお

考へになつておると思ひますので、こういうような点の非常にむずかしさはあろうけれども、行政監視庁長官が勇気をもつて、やはり反対するものは反対をして、そして実行するものは実行し、このなそうとなせななかつたところの行政改革の大業をなしてやらなければならぬと思ふので、もう少しそういう点に何か方法はございませう、主としてどうだつたといふことになつたら、これはいつまでたつてもだめだと思ふのだが、これはどうですか。

○福田(黨)國務大臣 これはもう先ほど申すとおりで、自画自賛でまことに聞き苦しいと思ひますが、私も、就任以来まだ一年になりませんが、その間、臨調の答申の具体化につましましては、最大の努力をしたつもりでありまう。絶後とは申しませんが、空前に近い実績をあげたものと確信を持っております。たとえば三十四の審議会の整理、二十一のぼる特殊法人を一切認めなかつたこと、あるいは行政監視の発足にあたりましての各具体的行政刷新の調査の構想、あるいは行政監察、あらゆる点につましまして、具体的に着々実行してきておるつもりでございませう。ただ問題は、実にむずかしい大きな問題をかかえておるわけでありまして、特に内閣の強化の問題は、歴代の長官が、総理の指導のもとに、非常に苦心をされてもなかなか解決しない。いま地方事務官制度の問題がそろそろ解決に近づいておりますが、この問題も、二十年近くなかなか解決がついておらぬ一つの問題です。内閣の問題につましましては、今後全力をあげまして、先ほど申しました主査も設けまして、昨年から掘り下げてやつておるわけでありまう。全然新しい観点から、来月また千名以上の者を動員して行政実態調査をやる。その背景のもとに合理的な裏づけをいたしたいと努力中でありまう。

なお、この案につましましておまえ反対ではないかといふ誤解がございませうので、再度お答えいたしますが、臨調の唱へる内閣の強化の線から見たら、われわれは反対、しかし、それは先ほど申す

とおり、そうじゃなくて、補佐官という名称すら避けたぐらゐの配慮がありまして、官房における行政需要の激増に対する手段、例外的な定員の増加という点で賛成をしたので、これは内閣の決定でありまうから、もちろん私も國務大臣として賛成したわけでありまう。反対ではありませうので、その点分けてお考え願ひたいと存じます。

○田口(誠)委員 この問題で総理大臣までおいでいただくといふことは、非常に困難だろうと思ひますが、私は、これを審議する場合に非常にジレンマにおちいりましたことは、一番最初に私が申しましたように、予算委員会では吉田委員の質問に對して、臨調の行革に対するポイントは、今度相当のくふうをしてこの国会に提案しておるから、慎重審議をお願いいたします、こう言つておられるわけなんです。あの答弁からいへば、総理が、この内閣法が臨調の答申を具体化したもののように誤解をされておいでになるようかと思われるわけなんです。だから、いま福田長官がお話

がございませう、これは現状のままで同じことを繰り返すだけで何なりませう、特にこの内閣法の改正が問題になりますことは、行政監視委員会の結論、それから臨調の答申、こういう点から考えてみまうれば、一番おびき元である内閣官房のいうことだけ認めたといふところに、何だか行管が弱いといふように受け取れるわけだ、こゝに、逆に申しまうれば、官房長官が強調してあつたように受け取れるわけなんです。したがつて、こういうところから、この法案が提出された時期から報道関係も非常に問題にしておるわけだ、こゝに、いまのままでいくれば同じことを繰り返すのだから、これからどうするかといふことなんで、佐藤総理ですら、これは臨調の答申を具体化した法律案というふうな錯覚を起しておいでになる。それだけに、この問題は十分に質疑応答をして検討する必要があります。それでいままでの答弁をお聞きいたしますと、福田行政監視庁長官としては、立場上非常につばな考え方を持つておいでになります。けれども、

閣議では横やりが入ってなかなかそれが通らないというものが、現在の実情であるわけなんです。その裏は何かといえば、各省庁というものがセクト的な考え方を持っておるのだ、実際に内閣の強化というものはどうあるべきかという、國務大臣としての立場に立つての発言が少なく、やはりセクト的な考え方での発言が多くて今日の提案になったように、経過的に聞きをして私は考えられるわけでございます。そうあつてはなりませんし、将来のことがございまして、私はくどういようでございますけれども、将来こういうものをどう消化していくのか。それはいま検討中である、監理委員会を検討してもらつておる、六カ月前でなければ発表できないというところまではお聞きしておられますけれども、実はその内容が、たゞいま私の心配しておるようなことが完全に解消できるような内容で進められておるかどうかという点が大いに疑問であるわけで、くどういようですけれども、これはお聞きをいたしたいと思つておる。この点、官房長官はおそらく総理大臣の答弁をお読みになっておいでになると思つておるが、ちょっと錯覚をしてみるのはないかと思つておる。どうなんですか。

○橋本政府委員　たゞいまの田口さんの御質問は、たゞ二月十七日ですか、予算委員会の吉田さんの質疑に対する答弁であります。これはこう言つておられます。「たゞいま言われまう一つの臨調のポイントである内閣補佐官の制度、これはいろいろくふうをいたしまして、もう法案を出したかと思つて、こういう点でも御審議をいたしたいと思つて、こういふところだと思つておる。実は総理が答弁なされたときは、まだこの内閣法の一部改正法案を出す時期に至つておりません。決定しましたのが二月二十五日でございます。実は、この前のほうをごらんになつてみればおわかりになると思うのですが、内閣補佐官制度を置いて、予算局をつくらせて、予算を内閣がやるということについては、なかなかむづかしい問題があるということを総理が言つてお

られます。そして、次に内閣補佐官のことを触れておるわけなのですが、総理が言われましたことは、先ほどから田口さんがおつしやつておるやうに、いわゆる内閣制度の強化、それは当然予算の編成権をやらなければだめじゃないか、こういう御意見であります。その御意見に対しては、総理は答弁において、予算局を別につくるといふことは、いろいろな意味でまだ検討を要するのじゃないか、こういう趣旨のことを言つておられます。

そしてそれは多少切り離して、内閣補佐官制度といふことについて答えをしておるわけなんです。当時総理が予算委員会を答弁をいたしてあります。それは、なお検討中でありまして、いわゆる予算の問題は後日の問題として、この補佐官制度といふものについて、当時事務局におきまして、総理と私の間でも、いろいろ検討を重ね、その上福田行管長官の意見も徴したりなんかしておつた段階でありまして、その段階であります。その段階で申し上げたのでありまして、多少結果的には名称等が変わつてきた。したがつて、午前中から田口さんがおつしやつたやうな内閣補佐官制度といふもの、内閣強化といふものは、予算局といふもの、予算編成権を持たないのは意味がないのじゃないか、こういうことは、少し総理の答弁は違つたのであります。前段のほうを少し読みますと、「たゞいまの予算編成にあつて、予算局をつくるか、予算局をつくらないまでも、予算局を会議を積極的につくつたらどうか。もう一つは、内閣補佐官の制度だ、かように思つて、ずいぶん古くから予算局をつくれという主張がございまして、これは、今回の臨調の報告だけではございせん。またそういう意味で、もう自民党におきまして、なにか古くから研究されておる。しかし、なかなかこれも結論が出てこないんです。これは、私が吉田君に申し上げるまでもなく、たとえば歳入のほうを別にして、歳出ばかりの予算局をつくらせて、それではたして動くかどうかと、こういう問題に実はぶつかるのであります。」

こう言つて、予算編成権を内閣に直屬せしめることとがいかどうかという結論には、まだ内閣としては到達しておらない、こういうことを総理は言われております。そこでこれは切り離して、いわゆる補佐官制度といふものを別に申しておるのです。この面については、どういふことによつて事務能力をあげるか、あるいはこういう多様化したものをどういふ形で処理するかといふことは、間もなく法案が出るであらう——もう出たかと思つて、近々出るであらうといふ意味であらうと思つて、それがいろいろ検討の結果、今日出したやうないわゆる内閣法の一部改正といふことで結論を得た、かように御理解願えればけっこうだと思つておる。

○田口誠委員　佐藤総理の答弁を官房長官が解釈をして答弁をして、御理解願いたいといふこととございまして、これは質問者の質問内容から検討してもらへばわかるわけなんです。この吉田さんの質問は、内閣強化といふこの臨調の答申に対して、佐藤総理はどう取り組んでおるのかといふ意味の質問を行つておる。そこで、なお強調いたしておることは、予算編成の最終段階における猛烈な予算のぶんどり合ひを規制していく上においても、内閣の強化が必要であると考え、こういう主張をして総理の答弁を求めておるわけでありまして、そこで、総理の答弁は、いま速記録を読まれたやうな答弁ですけれども、その中には、臨調答申のポイントといふものは結局補佐官制度であつて、この問題についてはいろいろくふうしておるのだ、そうして本国会に提案した——これは、したと思つて、しなと思つて、御審議を願いたい。総理は偉い人だから、こまかい、提案しておるのかしめておるのか、そこらのことは違つておつてもやむを得ません。自分の考え方として、御審議を願いたいといふことを今度の国会の内閣法の改正で出されるものと解釈をしておられたやうに、私どもは受け取つておるわけでありまして、それとは全く違つて

いうことがきよりの質疑応答の中で明確になつたのだから、そういう内容のもので、私はこの案は案として、将来の日本の行政機構の改革の問題を処理していく上においての取り組み方、これはやはり一貫して政府としてやりつぱな考え方、また真剣な考え方を持つていただかなければならないと思つておる。そういうことからお聞きをしておるわけなんです。

○橋本政府委員　田口さんのお話はよくわかりました。私も午前中答弁をいたしました。いまこの問題を、現行法の改正法律案という段階の考え方と、政治的な観点から申し上げますと、こう午前中申し上げております。政治的な観点から言へば、今回の改正案は、将来の内閣強化の線に長期的にはつながるものと思つておる。しかし、いま事務的に言へば、法律改正の面だけで言へば、この複雑な事務をいかにして能率的に処理するかといふところにある、こういうことを申し上げましたのは、一つの含みを持つて申し上げた。私は考えておるのではありません。そのあとにおきまして福田行管長官から、臨調の答申案については引き続きまづ正面から取り組んで、いわゆる内閣の強化といふ面から、もつと広く言えば、行政全体の改革といふ面からとらえてこれをやっていきたい、それが半年の先の先においては結論を得ることができるといふ、こう答弁をされております。私自身も、行政といふものは、ある一部だけが動き出しても全体が動かないものでありますから、これは全体の行政改革といふ大きな青写真のもとに、内閣がどうあるべきかといふことでなければならぬと思つておる。内閣だけの問題が、たとえそこで新しくできまして、必ずしもこれで行政全体が動いていくわけではない。もちろんこれは重要なポイントであります。その意味において、やはり近代的な行政機構といふものをつくり上げるためには、まず多少の時間はかかりまして、国全体が中央地方の行政機構といふ大きな青写真のもとにおいて、中央の機構はどうあるべきか、また地方の機構はどうあるべきかといふ大観的な立場からもの

をきめていかなければならぬ、こういう意味で、政府は決してこそくなる態度をとっておるわけではありませんでして、近代日本の行政のあり方という面から、田口さんのおっしゃるような貴重な御意見を十分に参考意見といたしまして積極的にやってみよう、こういう熱意を持っておることをひとつ御理解願いたいのであります。

○田口(誠)委員 これはもちろんその点に熱意を持っていただかなくちゃなりません、佐藤内閣の政治の姿勢というものは、事務に少々支障を来たとしても定員不補充の方針、局部の新設、増設をしないというのが方針である。これは先ほど福田行政管理庁長官がお話しになりましたように、その方針ではあったけれども、万やむを得ないものについてこれこれを認めたというお話でございまして、これはその中には当然認めてもらわなければならない内容のものもあったので、私はその点はいいと思ひますけれども、事内閣の一番おひざ元の内閣官房長官の大臣への昇格やら、そうして報道官、調整官の新設の問題をこの国会に出されたから、他を押えておひざ元の言うことを聞いたというところに大きな疑惑もあるわけなんです、それはまだ内閣官房がこの一年間しんぼうができなかったのか、半年たてばりっぱな結論が出てくるのを待てなかつたものかどうかという点が、いまだに私の頭のほうでは消化して整理ができませんので、その点もくどいようですけれどもお伺いをいたしたい。

○橋本政府委員 先ほど来申し上げました青写真をつくる必要がある、これは御了承願ったようでありまして、家を改築する場合も、まず雨が漏っているところを先に直さないとみんな腐ってしましますから、そういう意味では、雨漏りのところがそこにもあったというものであります、事実また皆さんとおつき合ひしてございまして、御承知のように、皆さんから党の申し入れあるいは陳情あるいは御意見、これは与野党を問わずまいります。その場合に、私自身としては、やはり国政というものは各方面の意見を聞いてそれを反映した

いという気持ちがありますから、できるだけ長時間をさいてお目にかかって意見を聞く、それを官房長官としてはできるだけ各省大臣にも通じ、また調整をしていきたいという努力をいたしてござります。ところが、実際問題として皆さんの場合にも、とても時間がないからあしたにしてくれとか、いや一分でも二分でもいいんだからといううな非常にせっぱ詰まった状態になっておる。事務の複雑化というものと事務量の激増というものが非常に切迫しておいて、ほんとうに仕事をやるならば、半年も待っておれないというような気持ちに私になっております。官房長官の役割りは、単に閣内の事務の調整ばかりでなく、政治的の意味をいえば、与野党の皆さんにお目にかかって十分御意見を聞いて、これを政治の上に反映するというのも大きな役割りだろうと思っておるのであります、そういう意味ではこういう事務を私が一から十までやっておる状態、十数時間勤務をやっておる状態ではほんとうの仕事はできない。こういう意味で、能率の増進、またせつかくのデモクラシーの本源をぜひとも内閣を通じて実現したい、こういう意欲でありますので、ひとつ皆さんの御理解を得て、満場一致御承認あらんことを、心からお願ひを申し上げる次第であります。

○田口(誠)委員 報道官、調整官を設置して事務量の増大を消化していく、この事務量の増大は、グラフに書けばどの程度か私にはわかりませんが、答弁からいいますと、相当増大してもあましておるといふような表現であるわけですから、そういう場合には、それぞれの手を打っていただくというこはいいと思ひます、それともう一つは、官房長官が大臣でなければ仕事やりにくいというこも、それはお話しになっておるからそういう点も痛感されておると思ひますけれども、しかし、内閣総合調整ということから考えてみますと、大臣の増員は総合調整には逆行する結果になるものだ、こういうことになっておりますので、したがって、どう考えましても、大臣を一名増員するということは、私ど

もとしては了解ができないうところでございます。そこで調整官の仕事というのは、これは大ざっぱにいえば財政経済関係を担当するということなんでしょうが、いまだどこでどういうような人たちがやっておることを今度専門に官房副長官格の人がそれを掌握してやられるのかどうか、これをひとつお聞きをしたいと思ひます。

○竹下(登)政府委員 いまだでだれがやっておるかということになりますと、率直に申し上げて内閣官房副長官がやっておるということになろうかと思ひます。ただ、具体的な仕事といたしましては、午前中官房長官からお答え申し上げました十四の閣僚協議会——整理統廃合をいたしまして今日十四の閣僚協議会があります。もとよりその司会役は官房長官がやられるわけでありまして、それ一つを行なう事前に、主として各省事務次官をもつて構成をいたしております幹事会を行ないます。その幹事会は、一回の閣僚協議会に対しておそろしく四回程度の幹事会を持ちまして、そこで総合調整のつとめをやっていくわけでありまして、そういう問題の、特に財政経済に関する幹事役を調整官が引き受けてやる、このようになるわけでありまして。

○田口(誠)委員 そこで、どう支障があるかというこをお聞きしたいのです。○竹下(登)政府委員 率直に申し上げまして、十四の閣僚協議会をちよつと参考までに読み上げてみます。経済関係閣僚協議会、治安関係閣僚協議会、基地問題閣僚協議会、交通関係閣僚協議会、過密都市問題閣僚協議会、外交関係閣僚協議会、以下、閣僚協議会といふことを省略いたしますが、体力つくり関係、臨時同和問題、臨時麻薬対策関係、地価対策、沖縄問題、臨時新東京国際空港、臨時物価対策、日本万国博覧会関係、以上十四閣僚協議会がござります。そして、それぞれの開かれた回数、これはいまちよつと手元にごさいませんが、実際問題として、これらの閣僚協議会を私どもが日程にはめていきますと毎日やっておるような感じすらいたすわけでありまして、それ

の四倍に値する幹事会をやりますと——石岡副長官が主としてこの幹事会を主宰するわけでごさいますけれども、手があいておれば、われわれもいろいろ手伝つたりいたしますが、一日の日程表をごらんに入れると非常によくわかるのでございすけれども、八時半に私も参りまして、六時までの間、その幹事会が一時間刻みにぎっしりと続いておる、そういうふうな御理解をいただいたほうがよくはなからうか。その場合、率直に申し上げて、体力的な限界もございまして、また、それぞれの結論に基づいたところの草案をつくるための努力等から申しますと、私は、事務量の処理能力は限界に達しておるというふうな考えをしております。そのほかに、まだ月曜日、木曜日は事務次官会議がそれぞれありますし、また、木曜日の午前中には政務次官会議がございまして、その事務次官会議、政務次官会議は副長官が主宰するわけでありまして、それらのことを私も一年半やってみて、官房長官あるいは閣議でそう御理解をいただいたからこの法案の提出の運びに相なつたわけでありまして、その事務量の激増はまさに飽和点に達しておるというふうな感じが率直にいたしております。

○橋本政府委員 ちよつと補足で申し上げますが、田口さんからどんな効果があつたかというお話で、一つの例を申し上げますと、たとえば、松代付近の地震ですね。これはやっぱ臨時に協議会をやりました。最初は閣僚協議会をやつてそこでやつたんですが、あれがもしばらばらだつたらこれだけの対策はできなかったと思ひます。たとえば地震保険などというものもこの協議会から生まれて提案するに至つた。あるいは、災害が起きたのではないにもかかわらず、予備的措置として、学校の仮校舎を別につくることができるとか、非常に効果があがつておるのです。ですから、内閣が中心になって現在予算の使い方をやっておるという意味では、先ほど来から田口さんがおっしゃつたような意向にも通じておるわけで、これは皆さん非常によくやつてくれるとおほめ願つて

もいらいに仕事はしておりますので、これはひとつ満場一致で御賛成を願いたい、こう考えておるような次第であります。

○田口(蔵委員) 仕事はたいへん御苦労さまです。そこで、特殊なところは行管のほうでもお認めになってみえますけれども、その他のところでも、実際に定員増を認めてもらわなければ事務はなかなか消化していかないというところもストッパされておるわけなんです。これは内閣官房だけでは足りないのです。ただ、内閣官房は内閣のひざ元において強力に主張されたから獲得されたと思えますけれども、内閣官房だけでは足りないのです。だから、そういう一つの行政管理局委員会なりあるいは行政管理局長官の基本方針のつとめてやろうとおることを、あなたのほうは強く主張されて法案提出まで獲得されたわけなんです。だから、おひざ元からそういうような火の手をあげるくらいなら、他の重要な部門についても定員増を認めてやる必要があるのではないか、こう私は考えております。そういう点を比較対照して、内閣官房だけ事務量が増大したということだけでその法案提出までに至ったということについてどうも納得ができませんし、これはどこまでいっても私の了解のできないことは――官房長官は大臣をもって充てることができるとなっておるのだから、必要なら充ててもらってもいいことですから、大臣をふやすということは、今後の総合調整には逆行することになるのだから、このことに對してはやはり反対をいかなければならないと思ふわけです。先ほど福田長官のほうからお話になりまして、私が、私も、六カ月後にこういう方針でいくという点があり明確でありますし、私が主張をしておる点についても、官房長官も参考にして将来の機構を改革していきたいという考え方もお持ちでございますので、私はそういう点に大きく期待をきょうのところはいたしておきたいと思ふいます。

○木村委員長 岩動道行君。

○岩動委員 同僚の委員各位また政府の皆さんに

は、長時間にわたってたいへん恐縮であります。私は、きわめて簡単に今回の内閣法の改正について若干の点を明らかにしていただきたい、かように考えておるのであります。

内閣法の改正は、政府の中枢部に関するきわめて重要な法律の中身を持っておりますので、特に官房長官と行管長官を中心に見解を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

まず第一に、臨調で内閣の機能強化ということが最大の問題として取り上げられたのでございまして、この臨調答申に基づいて、今後約半年ぐらゐの間に何らかの結論を出しになるということとは、先ほど田口委員に対する政府の御答弁でございまして、しかし、それまでの間におきましても、政府の立場としては、内閣の機能を十分に發揮して、そして総理の行政の指導力あるいは権限を十分に發揮して政治を行なっていくかなければならない、かように考えるわけでございまして、特に戦後の総理大臣というのは、大臣の任免権あるいは解散権というようなきわめて強大な権限を持っておりますので、今日の時点におきましても、内閣の機能強化をはかってまいりたい、総理大臣の立場というものを十分に活用していく必要があろうかと思ふいます。この点についてまず政府のお考えをこの際明らかにしていただきたいと思います。

○福田(憲)國務大臣 御指摘のとおり、内閣の機能の問題は、中核的な重大な問題でございまして、臨調もこれを最大重点の一つとして取り上げておることは御承知のとおりでございまして、したがって、昨年からやっておりますが、今後も引き続き臨調の立場に応じて内閣機能の強化を本質的な問題として取り組んでまいりたいと思ふいます。

なお、これとまた別個に、いま言われたような、総理大臣を中心とした内閣の行政上の事務的な効果をどうしてあげられるか、そういう点については、当然ケース・バイ・ケースで適切な強化の策を講ずることもまた当然と考えられます。両方並行して今後やってまいりたいと考えております。

○岩動委員 そこで、今回の法律改正では、官房長官の機能を強化すると申しますか、立場を強化して、そして内閣法第十二条に規定してあります職務を十分に發揮していく、こういう内容を持ったものだろう、かように思ふのでございまして、この法律改正の当初の段階におきましては、内閣の機能強化というような点が新聞等に出来まして、いろいろと世間の誤解を招いたわけでありまして、先ほど来の政府側の御答弁によつて、これは内閣の機能強化を目的とするものではなくて、事務量の増加に対処するものである、このような御答弁でありました。しかし私は、官房長官を國務大臣にするということは、これは先ほど官房長官もお答えになっておりましたが、長期的な観点から見れば、やはり内閣の機能の強化の第一歩でもある、かようにも理解されるわけでありまして、さらに内閣の中核であり、従来内閣の大番頭ということばがよく表現されておりますように、官房長官、昔の内閣書記官長というものは、きわめて重要な政府についての役割りを果たしてまいりてきておるわけでありまして、したがって、官房長官の地位を強化するということは、必然的に内閣の機能を強化することにも結びつくもの、かように私は理解をして、したがって、今回官房長官を國務大臣をもって充てることができるとはなくて、官房長官は当然國務大臣である、こういうお立場をとることは私はむしろおそきに過ぎたのではない、かようにも理解するのであります。

ところで、先ほど来やもすれば、単に事務量の増加というようにただで御答弁がありますので、私は、その点は内閣調整官あるいは報道官についてはその説明は当たるけれども、官房長官を國務大臣にするということについては、単に事務量の増加ということだけでは説明が十分ではない、もう少し大きな機能の強化、内閣の大番頭としての強固な地位をはっきりとさせて、そうして調整機能を十全ならしめる、こういう意味があるかと思ふのでありますが、官房長官のこの点に對

するお考えをはっきりと明示していただきたいと思ふいます。

○橋本政府委員 岩動さんのおっしゃるとおり、私も午前午後のおしやるとおり、長期の観点からいえばやはり内閣の機能の強化につながるものである。ただ臨調でいうような意味での内閣の強化とは事が違ふけれども、一歩、二歩前進という意味で、長期的な観点からいえば一種の内閣の機能強化にもなり、それがまた中央政府といひますか、行政機構の中の中央における行政形態の前進を意味するのだということを申し上げましたが、その点におきましては、岩動さんがおっしゃるとおり、全く同感であります。

○岩動委員 そこで私は、官房長官の大きな役割りは、何といつても政府部内におきましていろいろな問題に對する強力な調整力を持つということにあらうかと思ふいます。と同時に、国会等、対外的な折衝窓口にもなるという意味において、その地位はきわめて大事であると思ふいます。これは重ねて申し上げるわけでありまして、特にまた議員内閣制度、政党内閣であります関係上、政策の調整の面においても、官房長官はきわめて重要な窓口としてその役割りを果たしていかねばならない、かような意味におきまして、その地位を強化するということは当然である、私はかように考えておるわけでありまして、ただいまの官房長官の御答弁を了としたものでございまして、先ほど来の田口委員の質疑を通じて、大臣をふやすことがよくない、他の國務大臣の数を増やせばいい、こういうお話でもございまして、私は、内閣の構成員である國務大臣あるいは行政長官としての大臣をふやす、あるいは減らす、これを固定的に考える、あるいはいたずらに押えるということが、はたして政治行政上正しい考え方であるかどうか、この点についてはむしろ疑問を持ち、積極的にこの流動する社会、経済に對して、政府の行政機構、大臣の数もそれに應じて流動的に考えていくべきものではないか、かように考えるのであります。特に今日において

住宅がきわめて大きな国民の問題になっております。したがって、この際、住宅大臣をつくらうとす。あるいは中小企業の問題が大きいので、これは社会党のほうからも中小企業省設置法を提案しておられる。したがって、中小企業大臣も必要である。こういうことも出てくる。あるいは、水産国としての日本におきましては水産大臣も必要ではないか。こういうように考えてまいりますと、私は必ずしも、大臣の数を制限することだけが正しい政治である、こういう見方はとらないのでございます。イギリスにおきましては三十七人の大臣がおります。そのうち二十一人がインナーキャビネットの閣内大臣であります。あるいはフランスにおきましても二十六人、ドイツは二十一人、イタリアにおきましても二十三人。議院内閣制をとっております先進ヨーロッパ諸国においては、大臣の数はかなり多いのであります。これも一つには、何と申しまして、今日の社会がきわめて複雑であり多様化してきておる。しかも高度の科学的な技術も知らなければならぬ。こういうように行政が多様化してまいっておりますので、その意味におきましては、行政省もその時代の進展に即応してふえてもよいのではないかと。したがって、逆に統一を保つ意味での機能の強化、つまり調整機能を十分に發揮するという問題も始めてそこで出てまいる、かように考えるのでございます。国務大臣をふやして時代の進展に即応するような行政機構をつくることを今後十分にお考えいただくかなければなりません。政府におきましても、いたずらに固定化した、減らすとか現状維持でいくということが正しい政治であるというような考え方でお進みになるのか。国民のためになる政府をつくるという意味において、もっと流動的なお考えを持って今後処理をされていかれるのか、この辺についてのお考えを伺っておきたいと思ひます。

○福田(篤)国務大臣 全く御指摘のとおりでありまして、先ほどお断わりしたゆえんのは、数字的なものさして断定することは危険である。し

たがって、臨調もやはり数字につきましては断定を下さなかつた。調整の能力につきましても、細分化し専門化する事によつて、むしろ簡易化する場面もございます。したがって、一律に申せませんが、流動的に絶えずその時代における、また生きた、情勢の変化に即した考えを持つべきであるという考え方には同感でございます。

○岩動委員 将来の問題として十分に御検討いただくことにいたしまして、次に内閣調整官の問題について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほどの御答弁によりまして、閣僚協議会が十四あつて、これの処理に非常な時間がかかつて足りないということから、その中の特に財政経済に関する部分を担当させるといふようなお考えに承つたのであります。しかしながら、予算編成期においていろいろな大きな政策問題について混乱が起る。しかも予算の概算要求が出されてからかなりの月日があるものでありますけれども、さきさきの感じを与えるようなこと、どうで大きな政策が決定され、予算が計上される、こういう姿はやはり好ましいものではない。そういう意味におきまして、私は、この財政経済に関する内閣調整官という役割は、単に協議会の仕事の幹事役をやるといふだけではなくて、予算編成の前、こういう問題をどのように処理してまいるか、どういふ政策を樹立するか、財政経済に関する限り、この内閣調整官が事前の調整を行ない、あるいは政策を樹立する原案をおつくりになる、こういう前向きな役割も果たすべきではないか、かように考えるのであります。その辺はどのように内閣調整官を活用されるお考えであるか、承つておきたいと思ひます。

○橋本政府委員 御承知のように、いま、もちろんこれは法制上のものではありませんけれども、経済政策会議というものを不定期に持つております。これはまあ昨年の例で申しますれば、予算編成の事前に、予算編成方針をどうすべきかということをしてこの経済政策会議で決定をいたします。こ

れは大蔵大臣、通産大臣、農林大臣、経済企画庁長官、それに総理大臣、官房長官がメンバーであります。ここでも来年度予算の一つの方針をきめるわけですが、その際には、従来はどうしてやつておつたかといへば、まあ事務的にはやむを得ず審議室長なり、あるいは内閣官房副長官も加わつて準備を進める。これはほんとうは、実際上からいいますと無理なんです。そこで、こういうような問題をからめますと、当然専門的である者が要るわけでありまして、したがって、いま岩動さんのおつちやつたようなことは当然運用として考えなければなりません。必ずしもこの法律にはよらぬけれども、そうした運用面においては、これは先ほど来田口さんからもお話がありました。総理大臣の権限は大きいのでありますから、その大きい権限を合理的に生かしていくというために、かような制度があることによつて、運営で十分にこれをカバーしていきたい。将来根本的な改革問題ででき上りますればまた別でありますけれども、とりあえずの方針としては、こうした制度によつて、その運営面で皆さんの御期待に沿うようなこともやつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○岩動委員 私の申したような運用のしかたについての御同意を得ましたので、これは大いにそういう前向きの積極的な活用をぜひお願いをした。これが将来内閣の機能の強化にも結びつく問題であらうかと思ひますので、特に御留意を賜わりたい、かように思うのでございます。

そこで、そうなりますと、一体どういう人を調整官としてお選びになるか。これはもちろん具体的なお話になるということもできなかつたのであります。これは特別職でございます。民間人とお話になることもできなかつたのであります。高級の官僚あるいは国会議員あるいは民間人と、広く人材を求めることができるポストになつておるわけでございまして、大体どのような構想で、専門的な分野を受け持つというお話でござ

います。構想の概要をひとつ承りたいと思ひます。

○橋本政府委員 まだ法案の成立も見ておりませんので、実は新聞に出ておりますことは官房長官の関知せざる所でございます。(新聞に出ていたよ)と呼ぶ者あり。その点は官房長官は関知いたしております。新聞記者各位の鋭意によつてまあある程度出したのでしようが、必ずしもそう決定するかどうかはわかりません。それは別にいたしまして、いまお話がありましたように、これは特別職でありますからして、少なくとも先ほど来の質疑応答のありましたような、いわゆる重要な財政経済政策を担当するわけでありまして、これは国会議員、そういう広範囲のうちから練達たんのうの士を選ぶというところは具体的に考慮はいたしております。目下のところは法案の成立を待つてから選考に入らぬと国会軽視になりますから、その点十分に心得ておる次第であります。

○岩動委員 次に、報道官でございますが、先ほど田口委員の質問にお答えになつて、これは報道統制をするというお気持ちは全くない、従来の法律の職務の範囲内においての報道官であるということ、当然私はそうあるべきものと了解をいたしておるのであります。先ほどの官房長官のお話によりますと、総理大臣がいろいろと会見をされる、そういう場合に一々官房長官が立ち会つてもおられないという場面が多いということから、報道官がその役割りを代役していくという場面もあるかと思ひます。これは、これは主として外交関係についての報道を担当するといふふうな場面も伝えられておりますが、その辺の活用のしかた、あるいは主として報道としてどういふ方面を担当するかということについてお考えをお示ししたくないと思ひます。

○橋本政府委員 いまおつちやつたような意味でいわゆる外交関係に片寄つてという考えも持つておりません。したがって、内政問題その他官房長

官がスポークスマンとしてやるべき仕事全般について補佐でありますから、必ずしも外交方面だけの報道にあずかるということでは考えておりません。ただ、人選ということになりますれば、いろいろの意味において、先ほどの田口さんの御意見もあつたように、警察関係から探るということとはまああり得ない、したがって、いわゆる自由人であるべき人から探るだけ探るということにならうと思ひますが、必ずしも外交問題には限つておらないということをお断り承知したいと思います。

○岩動委員 じゃ、最後に一つだけ伺つておきますが、田口委員も触れたのでありますが、官房副長官と調整官あるいは報道官との職務の分担のしかたについては、確かに何かはつきりと割り切れない面があることは、私もそう思うのでございします。これは竹下副長官の御説明によりまして、副長官は一般的な官房長官の補佐であり、内閣調整官は専門的な補佐をするということとでございします。それはそれなりにことばとしては何か理解ができそうであり、しかし、なかなかまた理解もしにくいという点があるのでございします。この点は官房副長官がやはり総体的に官房長官を補佐するということになりますれば、財政経済政策については、内閣調整官は直接官房長官に結びついていてという法律上の規定でもございします。その横の関係は一体どういうことになるのか。官房副長官は、場合によっては内閣調整官に対して指揮命令をするということもあり得るのかどうか。その横の関係がどうも実際上はつきりしない。これは特に内閣というきわめて中核的な機能に関する部分でございします。この辺の権限が明確になっておりませんと、大きな混乱を来たすことがないともいえないのでありまして、この点についてはいま一度明快な御説明を承つておきたいと思ひます。

○橋本政府委員 いまの御質問で、あるいは副長官なり関係政府委員からもお補足説明があると思ひますが、基本的に申しますれば、いま申したような報道官もしくは調整官の場合、副長官が指揮命令ができるのかといへば、副長官は官房長官の指示を得てこれは行なうことができるわけでありまして、その職につきましても、その意味で職責からいへば、やはり副長官は全般的に官房長官を補佐する。したがつてこれは財政経済政策についても補佐する任務がある。ただ、一方は専門的である。一方は一般的である。要するに深度の差は違ひがありますけれども、補佐の意味においては、ある意味においてはその問題で同列であるといへますけれども、なお官房副長官は、長官の指示を得て、この問題についてはこうという指示権はもちろん持つておるわけでありまして、その意味においては、ある意味においては副長官は官房長官を代理し得るということもいえると思ひます。代理し得るということばはちよつと法律用語として不適当かと思ひますが、要するに長官の指示を得てそういうような専門的なことについても指示をすることができ、こう御理解願つていいと思ひます。

○吉國政府委員 ちよつと補足して申し上げますが、先ほど来官房長官あるいは副長官からお答え申し上げましたように、官房副長官の補佐は、官房長官の所掌事務の全般にわたつて、つまり一般的に補佐をするわけにございします。これに對して、内閣調整官なり報道官なりの官房長官に對する補佐は、一定の事項に限つて補佐をする。したがつて、その権限事項については部分的には重複をするわけでありまして、重複をした事項についてはどういう現象が起るのかといふことでございしますが、あくまで官房副長官は一般的な補佐として、したがつて内閣調整官の所掌事務でございします財政経済政策に関する総合調整についても、これは内閣官房副長官の所掌事務の一部には相なつておるわけにございします。また報道官についても同様の現象が起る。そして、その重複した事項については、内閣調整官は財政経済政策に関する総合調整の事務を補佐するわけにございしますから、その事務につきま

ては、いわば一般と特別な関係が立ち得ると思ひます。これは事実上の運用の問題でございします。ところが、内閣官房長官の補佐について内閣調整官が専門的な事項についてはその部分についてはいわば優先するといふような関係が事実上の運用としてはあり得ると思ひますけれども、法律上の関係といひましては、あくまで内閣調整官はそれだけのその専門の事項について補佐すると同時に、副長官は全般的に官房長官を補佐して、したがつて内閣調整官の所掌事務についても副長官の所掌からはずれないといふこととでございします。このような例は、現在の実際の行政機構においてはあまりない例でございまして、しいて申し上げますならば、現行の科学技術庁におきまして——科学技術庁は御承知のように科学技術庁長官を長といたします総理府の外局でございします。その科学技術庁長官たる國務大臣を助けるのは事務次官と事務次官があるわけにございします。事務次官は科学技術庁の庁務全般について大臣を補佐するわけにございします。その事務次官とは別に科学審議官というものが、たしか三名だつたと思ひますがございまして、これは直接科学技術庁長官を補佐するようになっております。科学技術に関する重要事項について科学技術庁長官を補佐する、この関係が、事務次官は全般的に補佐をし、科学審議官は科学技術に関する重要事項について科学技術庁長官を補佐するといふたてまえに現在相なつておりますが、これが内閣官房副長官の補佐と内閣調整官なりあるいは内閣報道官の補佐とが部分的に重複する関係とや似たような関係に相なつておると思ひます。

○岩動委員 どうもあまり、わかつたようでわからぬような、せつかつの法制局長さんの御説明も、従来の城を出ていないような感じがするわけにございします。大体官房副長官といふものは、ここにあって内閣調整官とは相並んでゐる、内閣調整官は直接官房長官を財政経済問題については助け、こういうことに法律上はなつておるわけにございします。一方、官房副長官は十二条にきめられ

たことについて補佐をする。つまり一般的だ。したがつて、そこが先ほどの法制局長さんの御説明のように、財政経済問題に関する限りは、重複して意見が官房長官のところに行くといふことがあり得るわけにございします。そのようなことがあり得るものが、内閣の中核の政策をきめていかなければならぬ部分で起り得る可能性があるとこのことは、私はきわめて大きな問題を生じはしないだらうか、非常にその点を危惧いたしたのであります。したがつて、実はこれは政府の提案の段階においても十分に御検討をいたしたわけにございします。官房副長官の職務のうちからカッコ書きでもして、内閣調整官の所掌にかかるとを除くといふくらいのことではないかと、実は官房長官が官房副長官になるのではないかと。たとえば健康保険の料率を千分の七十五にするという政府案を六十五に修正する、こういったような問題を政府の中でさらに検討しなければならぬといふ事態が起つたときに、調整官は、七十五でなければいかぬといふ意見を官房長官にする、一方、同じく官房長官を補佐する副長官が六十五でいいのだ、こういうような意見がいつてしまつた場合に、官房長官は、もちろん國務大臣になり、えらいから、その点については大いに裁断を下されるでしょう。しかし官房長官の前の段階でものごとを整理するのが調整官の本来の役目ではないか、このように考えますと、官房副長官と内閣調整官との職務の分担のしかた、補佐のしかた、これについては今後十分に留意をしておやりにならないと、大きな支障を来たし、国民にもいろいろな誤解を招くといふような危惧が感ぜられますので、この点について十分なる御配慮を私は特にこの機会に要望いたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○木村委員長 次会は来る十七日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時八分散會

昭和四十一年五月十八日印刷

昭和四十一年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局